

## 安心して暮らせる 「すみだ」をつくる

## 基本目標 IV

### 将来の姿

災害や犯罪などの危険から人々の生命や財産が守られるように  
まちの安全が確保され、区民は安心して暮らしています。

また、高齢者や障害者をはじめとしてすべての人が生涯健康で、  
ともに支えあいながら、いきいきと暮らしています。

子どもたちは豊かな社会生活を送っていくための  
確かな学力・体力・人間性を身につけて健やかに成長しています。

そして、区民一人ひとりが地球環境に負荷の少ない暮らしを実践する、  
環境と共生したまちになっています。

**政策410** 災害や犯罪から身を守る、安全・安心なまちとしくみをつくる

**政策420** 地域で支えあい、誰もが安心して暮らせるしくみをつくる

**政策430** 高齢者が生きがいをもって暮らせるしくみをつくる

**政策440** 障害者が地域のなかで輝いて生きるしくみをつくる

**政策450** 65歳健康寿命をのばし、誰ひとり取り残さない「健康長寿日本一のまち」をつくる

**政策460** 安心して子育てができ、子ども・若者が夢や希望をもてるまちをつくる

**政策470** 子どもたちに知・徳・体のバランスのとれた教育を行う

**政策480** 未来に引き継ぐ、環境にやさしいまちをつくる

政策410

## 災害や犯罪から身を守る、安全・安心なまちとしくみをつくる

令和7年度のすみだ



さまざまな災害に対応できる強靱なまちづくりが進んでおり、区民及び地域の多様な主体が連携して、防災及び防犯行動力を発揮することで、多くの区民が安全に、安心して暮らしています。



### 施策の体系

#### 政策410 災害や犯罪から身を守る、安全・安心なまちとしくみをつくる

##### 施策411 災害に強い安全なまちづくりを進める

- ☆京島地区まちづくり事業
- ☆北部中央地区まちづくり事業
- 耐震化促進事業
- 細街路拡幅整備事業
- ☆鐘ヶ淵周辺地区まちづくり事業
- 不燃化促進事業
- 空き家等対策事業
- 水害対策事業

##### 施策412 地域で連携し、さまざまな災害に対する防災行動力を高める

- 防災情報システム運用事業
- 住民防災組織等育成支援事業
- 水害対策事業
- ☆ターミナル型備蓄倉庫整備事業
- 学校防災活動推進事業
- 防災協定締結事務

##### 施策413 地域で連携し、犯罪抑止力・対応力を高める

- 防犯・防火意識の普及啓発事業
- 地域連携見守り事業
- 防犯カメラの設置・維持助成事業
- 暴力団排除推進事業
- 薬物乱用防止推進事業
- 地域安全マップ作成事業
- 地域防犯活動支援事業
- 特殊詐欺被害防止事業
- 客引き行為等防止事業

※ ☆は「主要な公共施設等整備事業」

## 政策を取り巻く現状

本区は震災や戦災によって壊滅的な被害を受けた過去があり、現在でも木造密集市街地を抱えるなど、「防災」や災害発生時の対応が大きな課題となっています。これまでも不燃化・耐震化を中心に取り組みを続けてきましたが、2011(平成23)年に発生した東日本大震災や2019(令和元)年の東日本台風(令和元年台風第19号)は、本区においても新たな課題を投げかけました。その教訓を踏まえ、「墨田区地域防災計画」を見直し、災害救急医療、帰宅困難者対策、高齢者、障害者及び女性等に配慮した防災対策等、より一層充実した災害対策を講じています。

また、国や都の動きに連動して、本計画の改定に合わせ、「墨田区国土強靱化地域計画」を策定し、地域の状況に応じた施策を、総合的かつ計画的に実施していきます。

防犯対策については、近年、犯罪認知件数は減少しているものの、特殊詐欺等の新たな犯罪による治安の悪化が社会問題となっています。都市において安全で安心な生活を送るため、本区では、「墨田区安全で安心なまちづくり推進条例」、「墨田区暴力団排除条例」、「墨田区老朽建物等の適正管理に関する条例」及び「墨田区客引き行為等の防止に関する条例」を施行し、区、区民、警察署、消防署等が一体となって、地域における犯罪、火災、事故等を防止するための対策を進めています。

危機管理対策については、これまでは想定し得なかった災害、事件、事故、感染症等の発生など、危機管理体制の充実・強化が求められています。特に、2004(平成16)年に「国民保護法」が制定されたことに伴い、国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃事態等が国民生活及び国民経済に与える影響を最小とするための体制整備を行い、その後の各種訓練等により、さらなる体制強化を図っています。また、本区では「墨田区危機管理基本計画」及び「総合危機管理マニュアル」等を適宜改定し、危機管理体制の強化に努めています。

## 政策実現に向けての課題

発生が想定される首都直下地震等、さまざまな災害に対して強いまちをつくるのが大切です。震災や戦災で大きな被害にあった本区では、特に、燃えない・壊れないまちにすることが重要であり、これまで取り組んできた不燃化・耐震化などの対応を、今後も引き続き推進していく必要があります。また、地球温暖化等の影響により、近年は大規模水害への対策にも注力が必要です。今後、地域防災を推進するに当たっては、行政及び防災関係機関の公助による防災機能を強化するほか、地域での共助や家庭等での自助による防災対策を進めることにより、震災、火災、水害や複合災害など、多様な防災上の課題への対応力を高めていくことが重要です。そのため、防災訓練、講演会等の防災対策事業の機会を通じ、区及び防災関係機関をはじめ、要配慮者等を含めた幅広い世代の区民一人ひとりの防災行動力を高め、地域の連携体制を強化していく必要があります。

防犯対策については、特殊詐欺等の新たな態様の犯罪等に対応するため、防犯に関する知識と情報を区民一人ひとりが正しく理解することによって、個々の防犯対応力を高めていくことが求められています。また、町会・自治会、事業所等、区内で活動するさまざまな団体が連携して防犯対策に取り組むことで、地域の防犯対応力も強化していく必要があります。

本区としての危機管理体制の一層の向上を図り、あらゆる個別危機事象に対応できる体制の強化が必要です。

さらに、武力攻撃事態等の重大危機事象への対応については、国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるよう、各種マニュアルを適宜改定するほか、各種訓練等を通じた体制の整備、区民への普及啓発などに取り組むことが求められています。

## 本政策に関連するSDGsの目標



## 施策411 災害に強い安全なまちづくりを進める

令和7年度のすみだ 建築物の不燃化や耐震化をはじめとして、木造密集市街地の改善が進み、地震や火災、水害などの災害に強く安全なまちが形成されており、区民が安心して暮らしています。

### 施策の構成をはかる指標

#### 建築物の不燃化率

2015(平成27)年度		2020(令和2)年度		2025(令和7)年度	
実績値		中間目標値	現状値	最終目標値	
南部:82.5%		南部:85.0%	南部:84.6%	南部:87.0%	
北部:57.4%		北部:62.0%	北部:60.0%	北部:64.0%	
(2014(平成26)年度末)					

データ出所:所管課データ

#### 住宅の耐震化率

2015(平成27)年度		2020(令和2)年度		2025(令和7)年度	
実績値		中間目標値	現状値	最終目標値	
南部:92.0%(推計値)		南部:95.0%	南部:96.4%	南部:98.0%	
北部:85.3%(推計値)		北部:95.0%	北部:93.8%	北部:98.0%	

データ出所:所管課データ

### 現状と課題

本区では歴史的な経緯を踏まえ、安全・安心なまちをめざして、1979(昭和54)年から全国に先駆けて不燃化促進事業を実施しています。当初は34.1%だった区内全域の不燃化率は、2020(令和2)年度末で70.6%となっています。木造住宅が密集している区北部では、東京都の不燃化特区制度で特区指定を受けるなど、災害に強いまちづくりに向けて事業を推進しています。また、耐震改修費用の助成事業等を実施し、壊れないまちづくりにも取り組んでいます。

一方、水害対策については、河川氾濫や集中豪雨等による都市型水害を防止するため、堤防や河川排水機能の強化を要請・支援していくとともに、水害ハザードマップの配布、海拔表示板設

置等の啓発活動にも取り組んでいます。

災害から区民の生命・財産を守ることできる、燃えない・壊れないまちを実現するため、今後も主要生活道路(優先整備路線)の整備や細街路の拡幅整備、建築物の不燃化、木造住宅の耐震化の着実な推進が求められています。特に、区北部は、不燃化率が依然として低い地域がみられることから、共同化、敷地整序等新たな手法の活用を検討していく必要があります。また、空き家の実態調査を行った際に把握した、災害に関する潜在リスクとなる老朽危険家屋に対し、積極的に対応していくことが求められています。

そのほか、荒川沿川の一自治体として、国が推進している、気候変動による降雨水量の増加など

を考慮した治水対策である「荒川水系流域治水プロジェクト」に協力していく必要があります。

### 施策達成のために区が取り組むこと

建物の不燃化・耐震化、道路拡幅、老朽家屋等への取り組みを進め、燃えない、壊れないまちづくりを推進します。

### 区民、事業者が取り組むこと

区民・事業者等にあつては防災まちづくりに協力し、建物の不燃化や耐震化の向上を図るとともに、電気・ガス等の事業者にあつては災害に強いライフラインの整備に努めます。

### 施策達成のために区が取り組む主な事業

※網掛けが「主要な公共施設等整備事業」

#### 京島地区まちづくり事業 SDGsの目標：11・13・17

京島地区まちづくり協議会合意の「京島地区まちづくり計画(大枠)」の検証を行い、計画実現へ向けてさらなるまちづくりを進めていきます。また、東京都防災都市づくり推進計画における重点整備地区として、街路整備事業やほかのまちづくり事業と連携して密集市街地の改善に努め、道路・公園の整備、建て替え促進に取り組み、災害に強いまちづくりを推進します。

#### 鐘ヶ淵周辺地区まちづくり事業【再掲:施策221】

SDGsの目標：9・11・13・17

東武伊勢崎線鐘ヶ淵駅付近の立体化の早期実現を図るとともに、東京都防災都市づくり推進計画における重点整備地区として、東京都施行の鐘ヶ淵通り(補助120号線)の拡幅整備事業や他のまちづくり事業と連携して、密集市街地の改善に努め、道路・公園の整備、建て替え促進に取り組み、災害に強いまちづくりを推進します。

#### 北部中央地区まちづくり事業

SDGsの目標：11・13・17

東京都防災都市づくり推進計画における一部重点整備地区を含む地域で、街路事業やほかのまちづくり事業と連携して、密集市街地の改善に努め、主要生活道路の拡幅整備、公園・緑地等の整備、共同建て替え支援など、災害に強いまち

づくりを推進します。

#### 不燃化促進事業 SDGsの目標：11・13・17

市街地の防災性を向上し、区民の生命と財産を守るため、避難地、避難路及び主要生活道路沿道の不燃化助成、不燃化特区による建替え促進等の継続や建て替え誘導支援など、災害に強いまちづくりを進めます。

#### 耐震化促進事業 SDGsの目標：11・13・17

耐震診断、耐震改修費用の一部助成等により、2025(令和7)年度に南部、北部ともに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消し、壊れない、災害に強いまちづくりを進めます。

#### 空き家等対策事業 SDGsの目標：11・17

空家等対策計画に基づき、利活用を含めた老朽建物等の適正管理を支援します。区・千葉大学・情報経営イノベーション専門職大学等で構成する公民学連携組織「アーバンデザインセンターすみだ」等とも連携しながら、さらなる空き家対策を推進します。また、既に利活用困難で危険な状態にある老朽建物に関しては、除却費助成等によって、所有者等による自主的な除却を誘導することで、安全・安心なまちづくりを進めます。

#### 細街路拡幅整備事業 SDGsの目標：11

防災機能の向上と居住環境の改善を図るため、土地所有者等からの申請に基づき、細街路の拡幅整備を進めます。

#### 水害対策事業【再掲:施策412】

SDGsの目標：11・13

高潮等を明記した新たなハザードマップを作成のもと、改めて区民の大規模水害に対する意識を高めていくとともに、国、都、江東5区等との連携などにより、要配慮者への支援も含め避難対策等を推進します。

### 本施策に関連するSDGsの目標



## 施策412

# 地域で連携し、さまざまな災害に対する防災行動力を高める

令和7年度のすみだ 区民、住民防災組織、地域団体、企業等の多様な地域の主体が、自発的な意思と相互の連携により、個々の事情と地域の特性をとらえた防災対策を講じ、さまざまな災害から身を守る防災行動力を身につけ、安全・安心なまちになっています。

### 施策の構成をはかる指標

「家庭で災害時の備えができている」区民の割合

2015(平成27)年度		2020(令和2)年度		2025(令和7)年度	
実績値	52.2%	中間目標値	65.0%	現状値	54.9%
				最終目標値	70.0%

データ出所:区民アンケート調査

住民防災組織等を担う防災関係団体人数

2015(平成27)年度		2020(令和2)年度		2025(令和7)年度	
実績値	6,542人	中間目標値	7,500人	現状値	7,274人
				最終目標値	8,500人

データ出所:所管課データ

### 現状と課題

東日本大震災や令和元年東日本台風などにより、災害に強いまちをつくることや災害発生時の対応力を高める施策の重要性について、区民の意識はとて高いものとなっています。町会・自治会による住民防災組織や事業者等の多様な地域の主体が、地域特性に応じた課題を認識し、さまざまな防災活動に取り組むことにより、自助と共助による防災行動力を高めています。特にこの間、100名近い防災士を育成し、2019(令和元)年、専門的な防災組織として「墨田区防災士ネットワーク協議会」を発足させるとともに、防災関係機関との連携により、防災訓練実施にかかる防災情報の提供、技術指導や助成金の交付等、住民防災組織等への支援を行っています。

また、区の災害対応力を強化するため、区内事業者・団体等と応急物資の供給などに関する各種協定を締結しているほか、他自治体と物資提供や職員派遣に関する相互応援協定を締結するなど、連携態勢を築いてきました。

地域防災の推進に当たっては、子育て世代や女性、高齢者・障害者等の要配慮者も含めたすべての住民がさまざまな災害からみずからの身を守り、お互いに助け合うことができる防災行動力を身につける必要があります。

住民防災組織等については、町会・自治会役員の高齢化や担い手減少などから、組織活性化が急務となっています。今後は、区民防災訓練等の機会に、幅広い世代や要配慮者も含めた地域

住民の参加に加え、地域の学校や事業所、さらには、関係団体の参加も促していくことにより、地域が一丸となって、自助・共助による防災行動力を高めることが重要です。

さらに、大規模な水害に備えて、国、都、江東5区等と協力して広域避難先や避難方法の検討を行うほか、各種団体との協定締結などにより緊急時の一時避難場所の確保を図るなど、対策を進めていく必要があります。

### 施策達成のために区が取り組むこと

区は、防災関係機関と連携し、本区の防災対策にかかる課題を分析し、さまざまな災害から身を守るための対応策を講じます。さらに、住民防災組織等への支援を強化するとともに、さまざまな機会を通して、区民や地域社会に対して情報を提供し、自助・共助による防災行動力の向上に努めます。

### 区民、事業者が取り組むこと

区民・事業者等は、区民防災訓練等の機会を通し、個々の事情や地域の特性を踏まえたうえで、自発的な意思とそれぞれの経験や技能を活かした相互の連携と自助・共助による防災行動力を高めていきます。

### 施策達成のために区が取り組む主な事業

※網掛けが「主要な公共施設等整備事業」

#### 防災情報システム運用事業 SDGsの目標：11

防災行政無線の難聴地域解消に向け、子局整備を継続するほか、安全・安心メール、区ホームページ、SNS等さまざまな情報ツールとも連携させ、災害情報を正確かつ迅速に発信できる体制を構築します。

#### ターミナル型備蓄倉庫整備事業 SDGsの目標：11

新保健施設等複合施設の建設により、地域内輸送拠点としてターミナル型備蓄倉庫の整備を図り、災害発生時における本区の受援体制強化につなげます。

#### 住民防災組織等育成支援事業 SDGsの目標：11

町会・自治会をはじめ、地域防災活動拠点会議、消火隊、災害時要配慮者サポート隊、墨田区防災士ネットワーク協議会等との協働により、地区防災計画の作成支援など、共助による防災行動力の強化を図ります。

#### 学校防災活動推進事業 SDGsの目標：4・11

全ての区立中学校での防災クラブ(レンジャー隊)の結成を目標とし、中学生が地域の防災訓練等に参加できるとともに、災害発生時には避難所での支援活動に協力できるよう体制づくりを図ります。

#### 水害対策事業【再掲：施策411】

SDGsの目標：11・13

高潮等を明記した新たなハザードマップを作成のもと、改めて区民の大規模水害に対する意識を高めていくとともに、国、都、江東5区等との連携などにより、要配慮者への支援も含め避難対策等を推進します。

#### 防災協定締結事務 SDGsの目標：11

災害に備え、民間事業者はもとより各種団体と、さまざまな防災協定締結を進め、食糧・物資・人材・一時避難場所等の確保を図ります。

### 本施策に関連するSDGsの目標



## 施策413

# 地域で連携し、犯罪抑止力・対応力を高める

令和7年度のすみだ 区民と区内事業者が連携した地域の力でさまざまな防犯対策に取り組むことにより、犯罪が未然に抑止され、すべての人が安全で安心な暮らしをしています。

### 施策の構成をはかる指標

体感治安について肯定的評価をした区民の割合

2015(平成27)年度	2020(令和2)年度		2025(令和7)年度
実績値 18.4% (2014(平成26)年)	中間目標値 22.0%	現状値 27.1%	最終目標値 26.0%

データ出所:住民意識調査

刑法犯の認知件数 ※ 令和2年度はコロナ禍による外出抑制の影響等から一時的に認知件数が減少している。

2015(平成27)年度	2020(令和2)年度		2025(令和7)年度
実績値 3,370件	中間目標値 3,200件	現状値 ※1,896件	最終目標値 2,000件

データ出所:所管課データ

### 現状と課題

2006(平成18)年に「墨田区安全で安心なまちづくり推進条例」を施行し、区民の生活安全に関する意識高揚と自主的な活動の推進を図ってきました。これにより、2005(平成17)年に約5,000件あった区内の刑法犯認知件数は、2020(令和2)年に約1,900件まで減少しています。また、住民意識調査において体感治安が良いと回答した(「防犯と風紀」の生活環境に対する肯定的評価をした)区民の割合は、2014(平成26)年の18.4%から2020(令和2)年に27.1%に上昇しており、本計画策定時における目標値は中間年度において順調に達成しています。このことは、地域防犯力の強化のための施策としての街頭防犯カメラの設置助成や防犯パトロール用品の配布による自主防犯団体の活動機運の高まりや、青色防犯パトロールカーによる警戒など相互の活動連携によるものと思われるので、引き

続き支援や警戒を継続していきます。

犯罪全体の件数が減少する中で、振り込め詐欺などのいわゆる特殊詐欺の手口は巧妙化する傾向にあるなど、犯罪の様態はさまざまであり、時代とともに変化していきます。そこで、区民一人ひとりに防犯に関する知識と情報提供を行い、個々の防犯力を高めるとともに、町会・自治会を中心とした地域における防犯活動を支援する必要があります。

また、犯罪全体の件数は減少しているものの、検挙者に占める再犯者の割合はおおよそ5割で推移しており、再犯防止対策の必要性和重要性が指摘されています。このことから、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を後押しし、再犯を防止することで区民の犯罪被害を防止するため、墨田区再犯防止推進計画を策定し、全庁的に施策を推進していきます。

その他、歩きスマホによる他者の通行又は利用

の妨げとなる行為が深刻な事故等を引き起こす危険性の高い行為であることに鑑み、区民等への啓発を行う必要があります。

### 施策達成のために区が取り組むこと

区は、防犯対策に係る課題、問題点を精査し、区民を犯罪から守るための施策を講じます。そのため、地域安全マップづくりや防犯に関する講演会の実施など、区民に対して積極的に情報発信を行うことにより、区民一人ひとりの防犯意識向上を図り、警察や自主防犯組織と連携した地域における防犯活動を支援します。

### 区民、事業者が取り組むこと

区民・事業者等は、防犯に関する知識と情報を区民一人ひとりが正しく理解することによって、個々の防犯力を高めるとともに、町会・自治会を中心とした地域防犯活動に積極的に参加します。

### 施策達成のために区が取り組む主な事業

#### 防犯・防火意識の普及啓発事業 SDGsの目標：11

区内の犯罪発生状況等を区民に周知するとともに、警察署をはじめとする関係機関と連携し、社会情勢に対応しつつ引き続き防犯・防火意識の普及啓発を図ります。

#### 地域安全マップ作成事業 SDGsの目標：11

地域住民がみずからまちを歩き、防犯上危険な箇所の特徴を把握することは防犯上とても有効であるため、引き続き対象地域を増やし、犯罪機会論を浸透させることで安全・安心なまちづくりを推進します。

#### 地域連携見守り事業 SDGsの目標：11

事業者などの協力を得て、事業者が業務で区内を移動する際に、防犯上危険な箇所を見守ることによって、地域の力による犯罪抑止を図ります。

#### 地域防犯活動支援事業 SDGsの目標：11

区の防犯活動に関心のある町会・自治会や自主的な防犯活動を行う地域団体に防犯パトロール用品を交付することで、活動を支援し、安全・安心まちづくりを推進します。

### 防犯カメラの設置・維持助成事業

SDGsの目標：11

街頭犯罪等を抑止する目的で設置された防犯カメラも長年の使用で耐用年数に迫ってきました。これらの防犯カメラを順次更新し、防犯に強いまちづくりを引き続き維持していきます。

### 特殊詐欺被害防止事業【再掲：施策424】

SDGsの目標：11

管内警察署と連携し、自動通話録音機の無償貸与や各種啓発活動により、還付金詐欺をはじめとする特殊詐欺被害の防止を図ります。

### 暴力団排除推進事業 SDGsの目標：11

「交際しない」「恐れない」「資金を提供しない」「利用しない」の4つの基本理念に基づき、暴力団排除店舗証交付などによって暴力団排除活動を推進し、安全で平穏な生活の確保と事業活動の健全な発展を図ります。

### 客引き行為等防止事業 SDGsの目標：11

引き続き客引き行為等を行う本人や店の責任者に対し、積極的に指導・警告等を行うほか、テナントビルのオーナー等に協力を仰ぎ、客引きのない街を推進します。

### 薬物乱用防止推進事業 SDGsの目標：3

東京都薬物乱用防止推進墨田地区協議会による啓発活動を支援し、地域住民や小中学校等の生徒を対象に、薬物に関する正しい認識と理解を深めるため、薬物乱用防止に関する普及啓発を推進します。

### 本施策に関連するSDGsの目標



政策420

## 地域で支えあい、誰もが安心して暮らせるしくみをつくる

令和7年度のすみだ



区民や関係機関による地域福祉活動が推進され、誰もが自分らしく安心して暮らしています。包括的な支援や必要な福祉サービスを受けられるとともに、支え合いや助け合いの意識が高く、地域のつながりが強い、地域福祉力の高い社会になっています。



### 施策の体系

#### 政策420 地域で支えあい、誰もが安心して暮らせるしくみをつくる

#### 施策421 地域共生社会の実現に向け、地域福祉に対する理解を深め、地域活動への参加と地域づくりを支援する

- 包括的支援体制整備事業(重層的支援体制整備事業)
- すみだボランティアセンター事業
- 民生委員・児童委員活動の支援事業 ●地域福祉活動の支援事業
- 地域力育成・支援事業 ☆区民活動センター整備事業

#### 施策422 利用者のニーズにあった地域福祉サービスの質と量の向上を図る

- 社会福祉法人指導監査事務
- 介護・障害福祉サービス事業者等指導監査事務
- 福祉サービス第三者評価の推進事業
- 成年後見制度利用支援事業 ●権利擁護・虐待防止事業

#### 施策423 生活に困った人を支え、自立を促す

- 多機関協働事業 ●生活困窮者自立支援事業
- 生活保護法による給付・援護事業 ●ホームレス対策事業

#### 施策424 消費者の自立を支援し、安全・安心な消費生活を守る

- 消費者相談事業 ●消費者教育と啓発事業
- 消費者団体育成事業 ●特殊詐欺被害防止事業

※ ☆は「主要な公共施設等整備事業」

## 政策を取り巻く現状

核家族化や少子高齢化、高齢者の単身世帯化の進行、就労形態の多様化、地域のつながりの希薄化など、社会状況が大きく変化しています。また、家族や親族間の支え合いが少しずつ弱くなり、孤独死やひきこもり、家庭内の虐待、認知症高齢者の増加、子育て世帯や単身高齢者の孤立、子どもの貧困、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーなど、複雑化・複合化した地域課題が増加しています。また、これらの問題を解決・防止するためには、行政の対応だけでは難しいため、区民、地域団体、社会福祉法人等の地域の多様な主体が、区と連携し、人と人とのつながりを再構築して、行動していくことが必要です。

社会福祉法が改正され、地域共生社会の実現を目指して、地域福祉計画の策定及び相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する包括的な支援体制の整備が努力義務となりました。区では、「墨田区地域福祉計画」を改訂し、これまで取り組んできた地域の課題を解決するため、関係者が集まり、学び合い、解決策を出し合い、役割分担していくための場「プラットフォームによる地域福祉」の考え方を継承、発展させて、包括的な支援体制の構築に向け、関係機関と連携・協働した、包括的な支援体制のしくみをつくることで、地域共生社会の実現を目指します。

また、限られた財源のなかで、福祉サービスの充実や適切な利用促進が求められており、区民や事業者との協働により、区民が安心して利用できる新たな福祉サービスの提供体制の整備に努めてきました。その利用の促進に向け、制度のさらなる周知や情報提供に努めていきます。

## 政策実現に向けての課題

さまざまな生活課題を抱えながらも住みなれた地域で安心して暮らしていくには、必要な福祉サービスや支援が適切に受けられることはもとより、区民一人ひとりが、地域の人と人とのつながりの中でお互いに支え合い、みずから行動して、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを進めていくことが重要です。

区では、地域の人と人がつながり、支え合い、関係機関同士が連携・協働して、地域課題を解決していく「すみだ型地域共生社会」の実現を目指しています。複雑化・複合化した生活課題を抱える区民に対して、墨田区社会福祉協議会など専門人材を抱える関係機関との連携を強化し、相談支援の充実を図るとともに、地域に暮らす人たちが共に支えあい、課題を解決する力を養っていく必要があります。

困った人の問題を受け止めて行動できる住民を増やすこと、多世代の住民が集える場を作り、地域の課題を学んだりする機会等を増やすことが、自分が暮らす地域に関心を持つことにつながります。

また、福祉サービスを利用しやすく、適切に受けられるよう、支援を受ける側だけでなく、支援の担い手となる民生委員・児童委員、町会・自治会、事業者、NPO、ボランティアの方などにも必要な情報を確実に届けるとともに、利用者に対して、第三者評価制度の周知など積極的な情報提供を行い、支援を図っていくことが必要です。

## 本政策に関連するSDGsの目標



施策421

## 地域共生社会の実現に向け、地域福祉に対する理解を深め、地域活動への参加と地域づくりを支援する

令和7年度のすみだ 多くの区民が地域福祉について理解し、地域福祉の理念や活動が区民に知られ、さまざまなプラットフォーム\*により地域の福祉課題の解決が図られ、地域で暮らす住民同士の支えあい、助け合い活動が積極的に行われています。

### 施策の構成をはかる指標

「現在ボランティア活動・地域活動をしている」区民の割合

2015(平成27)年度	2020(令和2)年度	2025(令和7)年度
実績値 14.2%	中間目標値 20.0%	現状値 10.1%
		最終目標値 25.0%

データ出所:区民アンケート調査

小地域福祉活動・ふれあいサロン等実践地区数

2015(平成27)年度	2020(令和2)年度	2025(令和7)年度
実績値 44地区	中間目標値 80地区	現状値 54地区
		最終目標値 64地区

データ出所:所管課データ

### 現状と課題

地域課題の解決に向け、地域に暮らす人々や、多様な団体が、それぞれのネットワークや知恵を活かしながら協働し、解決するための話し合いや、活動の場として地域力向上プラットフォーム事業を展開しています。一方、福祉の分野では、地域の居場所や住民活動の拠点として、小地域福祉活動、ふれあいサロン活動を推進してきました。2016(平成28)年度からは社会福祉協議会が地域の居場所やコミュニティソーシャルワーカーが常駐する地域の気軽な相談場所として、地域福祉プラットフォーム事業を展開しています。

社会経済構造の変化、人々の活動範囲の広域化、高層住宅や転入者の増加、家族や地域に対する人々の考え方の変化等の中で、助けあい、支

えあいの基盤が弱まり、人と人とのつながりも弱まって孤立するなど、家族や地域コミュニティは大きく様変わりしてきています。よりよい地域づくりを進めていくためには、幅広い世代が地域福祉の担い手として活躍できるように支援し、地域づくりの核となる人材を育成する必要があります。また、身近な地域課題を解決するプラットフォームにおいて区民や関係団体などの各主体が生活課題など情報を共有し、それぞれの立場で話し合い、行動していくことが重要です。

\* プラットフォームとは、福祉をはじめ、さまざまな分野で「協治(ガバナンス)」を実現するうえでの具体的手法としての、連携・協働するため

の場であり、地域の住民や関係機関がつながり、地域の課題を見つけ、学びあい、解決策を話しあい、役割分担し、行動していくための場のことを指します。

### 施策達成のために区が取り組むこと

地域福祉を支えるため、地域福祉の担い手の育成や意識醸成のための啓発事業の実施などの環境整備に努め、地域の様々な主体が連携協働するためのしくみづくりを行います。

### 区民、事業者が取り組むこと

地域の主役は、その地域に暮らす区民一人一人です。

少しずつ地域に目を向け、地域の課題を自らの課題として主体的にとらえ、事業者や地域福祉活動者と連携、協力して解決を試みるなど、地域福祉の推進に努める主体として活動することが期待されます。

### 施策達成のために区が取り組む主な事業

※網掛けが「主要な公共施設等整備事業」

#### 包括的支援体制整備事業(重層的支援体制整備事業)

SDGsの目標：3・17

区民の複合化・複雑化する支援ニーズに対応するため、各相談機関と連携した多機関協働事業を実施するとともに、社会とのつながりが希薄になっている方等の生活課題の解決のために、地域福祉プラットフォームの設置を進めることで社会参加の支援促進、地域づくりなどを支援します。

#### すみだボランティアセンター事業

SDGsの目標：3

ボランティアに関する相談機能、コーディネート機能、人材育成講座等の充実及び災害ボランティア活動の整備を図るとともに、活動の拠点としての場を提供し、区民のボランティア活動を支援します。

#### 民生委員・児童委員活動の支援事業

SDGsの目標：17

地域のなかで支援を必要とする人への相談・援助や、社会福祉協議会、福祉事務所、高齢者支援総合センターなどの関係機関に対する協力活動を行う民生委員・児童委員活動を支援し、相談機能の充実を図ります。

#### 地域福祉活動の支援事業

SDGsの目標：3

新たな活動者の開拓や若い世代の参加など、事業に対する理解を深めてもらい活動者を増やしていくことが重要であることから、社会福祉協議会と連携を図りながら、人材育成や小地域福祉活動、ふれあいサロンを支援し、地域福祉活動の充実を図ります。

#### 地域力育成・支援事業【再掲:施策511、521、542】

SDGsの目標：4・17

墨田区地域力育成・支援計画の重要事業である「地域力人材育成・活用事業」「地域力向上プラットフォーム事業」等の事業を推進し、多様な主体が協働して地域の課題解決やさまざまな地域活動に取り組めるよう支援します。

#### 区民活動センター整備事業【再掲:施策512】

SDGsの目標：17

PPP(行政と民間がパートナーシップを組んで事業を行う)手法を活用し、区民ボランティア・NPOなどの区民活動団体等の交流・ネットワークの拠点を整備するほか、既存のボランティアセンターへの集約・機能強化を図ります。

### 本施策に関連するSDGsの目標



施策422

## 利用者のニーズにあった地域福祉サービスの質と量の向上を図る

令和7年度のすみだ 福祉サービスを必要とする区民の権利が守られ、適切なサービスを受けることができ、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、区民の誰もが自分らしく、住みなれた地域で安心して暮らしています。

### 施策の構成をはかる指標

「必要な福祉サービスが適切に提供されている」と思う区民の割合

2015(平成27)年度		2020(令和2)年度		2025(令和7)年度	
実績値	51.2%	中間目標値	60.0%	現状値	67.3%
				最終目標値	70.0%

データ出所:区民アンケート調査

市民後見人養成研修修了者数・市民後見人受任者数累計

2015(平成27)年度		2020(令和2)年度		2025(令和7)年度	
実績値		中間目標値		現状値	最終目標値
研修修了者:46人		研修修了者:121人		研修修了者:116人	研修修了者:196人
後見人等受任件数:25件		後見人等受任件数:75件		後見人等受任件数:60件	後見人等受任件数:125件

データ出所:所管課データ

### 現状と課題

区内で各種の社会福祉事業を行う社会福祉法人に対する指導監査のほか、介護サービス事業者や障害福祉サービス事業者、保育所等子育て支援事業者を対象とする指導監査を開始し、サービス提供のために必要な基準を満たすかどうかを確認するなど、きめ細かな指導を行っています。また、事業者に対し、福祉サービス第三者評価の受審勧奨を行うとともに、評価結果の「見える化」を図るなど、利用者ニーズにあった福祉サービス提供のしくみを整えています。加えて、市民後見人の養成にも継続して取り組み、これまでに延べ116人の方々が養成研修を終了し、認知症高齢者等の財産管理や身上保護などの支援を行っています。

一方で近年、成年後見制度の利用や権利擁護相談において、認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者等の利用が増加し、権利を守るしくみが一層重要となっていることから、判断能力が十分でない方やその家族に寄り添った相談支援体制の充実や、費用負担能力のない方に対する成年後見制度の利用支援が求められています。

### 施策達成のために区が取り組むこと

良質な福祉サービスの安定的な供給確保を図るため、福祉サービス事業者や社会福祉法人に対する指導監査を行うとともに、福祉サービス第三者評価の受審の拡大に努めます。また、成年後見制度等の周知と利用支援を行うとともに

に、2021(令和3)年度に「成年後見制度利用促進基本計画」を策定して、権利擁護支援体制の構築や、成年後見制度利用を促進します。これらを通じて、区民が福祉サービスを適切に選択し、利用できるよう、サービスの質と量の確保及び選択できるしるきを充実させます。

### 区民、事業者が取り組むこと

区民は、必要な情報を積極的に入手し、みずからの判断で、質の高いサービスを選択し契約します。事業者は、積極的に第三者評価機関の審査を受けるとともに、指導監査における指摘事項の是正を図って業務を改善し、利用者の立場に立ったサービスの質の向上をめざします。

### 施策達成のために区が取り組む主な事業

#### 社会福祉法人指導監査事務 SDGsの目標：3・16

社会福祉法人が福祉サービスを安定的に提供できるよう、区が所管する法人への指導監査を通じ、適正な法人運営と円滑な事業経営を確保します。

#### 介護・障害福祉サービス事業者等指導監査事務

SDGsの目標：3

介護サービス事業者及び障害福祉サービス事業者、保育所等子育て支援事業者が適正な事業運営を行うように、事業所への指導監査を行い、事業者が区内利用者に対して提供するサービスの質を確保します。

#### 福祉サービス第三者評価の推進事業

SDGsの目標：3

福祉サービスの内容等に対する第三者機関の評価結果を公表し、比較・選択するための情報を提供することにより、福祉サービスの質の向上を促進します。

#### 成年後見制度利用支援事業 SDGsの目標：3

高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない方を支援する成年後見制度の

周知や利用相談の充実を図るとともに、成年後見人等の担い手となる市民後見人を育成・支援します。また、社会福祉協議会が後見人となる法人後見についても推進します。

#### 権利擁護・虐待防止事業 SDGsの目標：3

高齢者や障害者等への虐待など、権利擁護に係る相談を受け、関係機関と連携して必要な支援を行います。

### 本施策に関連するSDGsの目標



## 施策423 生活に困った人を支え、自立を促す

令和7年度のすみだ 経済的な困窮だけでなく、複雑化・複合化した様々な生活課題を抱えて困っている個人や世帯に対して、属性や世代を問わない重層的なセーフティネットによる支援が一人ひとりの状況に応じて適切に行われることで、すべての区民が自立し、安定した暮らしをしています。

### 施策の構成をはかる指標

生活困窮者自立支援制度における就労支援対象者数に対する新規就労者数と増収者数の割合

2015(平成27)年度	2020(令和2)年度		2025(令和7)年度
実績値 —	中間目標値 75.0%	現状値 49.0%	最終目標値 75.0%

データ出所:所管課データ

就労阻害要因のない単身被保護世帯の就労率

2015(平成27)年度	2020(令和2)年度		2025(令和7)年度
実績値 46.0%	中間目標値 50.0%	現状値 38.2%	最終目標値 55.0%

データ出所:所管課データ

### 現状と課題

本区における2021(令和3)年3月末現在の生活保護の被保護者数は7,617人で保護率は27.65%となっており、2013(平成25)年をピークとして減少傾向が続いています。しかし、被保護者における高齢者の割合が高く、高齢化の進展により今後更に高くなることが予想されます。経済の低迷など、社会や雇用環境の変化により生活困窮者数は増減する傾向があり、2020(令和2)年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、生活困窮者自立支援制度における相談件数が急増しました。また、8050問題、ヤングケアラー、ひきこもりなど、複雑化・複合化した生活課題を抱える人の相談も増えており、一人ひとりの状況にあった支援、関係する多機関の協働による

支援などが求められています。

生活にお困りの方を支えるために、生活困窮者自立支援制度の適切な運用や、ひとり親世帯へ生活安定のための資格取得を目的とした給付金の支給などの支援による自立の促進を図っていく必要があります。また、生活保護が必要な人に対しては、最後のセーフティネットとして生活保護制度を適切に機能させるとともに、各種の自立支援プログラムを活用し、被保護者が抱える様々な課題に対応していく必要があります。

## 施策達成のために区が取り組むこと

生活困窮者自立支援制度や生活保護制度、その他の施策について、状況に応じた適切な運用を図ることで、生活に困っている方の自立を促し、安定した生活ができるよう支援します。

## 区民、事業者が取り組むこと

区民は、生活に困っている人の置かれた状況を理解し、地域のなかで受け入れ、自立を支えます。

事業者は、生活に困っている人の安定した自立生活を促進するために、住宅・施設等の住まいの提供、高齢者や障害者の雇用助成制度等を活用した就労の支援などを行います。

## 施策達成のために区が取り組む主な事業

### 多機関協働事業 SDGsの目標：3

単独の支援機関では難しい、複雑化・複合化した生活課題に対して、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める多機関協働事業を実施し、相談支援のネットワーク構築及び体制強化を図ります。

### 生活困窮者自立支援事業 SDGsの目標：1

生活保護に至る前の段階で生活に困っている人を支え、自立を促すため、相談・助言、住居確保給付金の支給等の支援を行います。また、新型コロナウイルス感染症の影響により急増した、複雑化・複合化した生活課題のある相談に対応します。

### 生活保護法による給付・援護事業

SDGsの目標：1・10

法定受託事務である「生活保護事務」の執行を行います。今後の課題としては、被保護世帯に占める単身高齢世帯の増加による孤独死や行方不明者への対応、8050問題につながるひきこもりへの対応、DVや虐待問題への対応などがあります。そのため、高齢、女性、児童関係部署との更なる連携強化が求められます。

### ホームレス対策事業 SDGsの目標：1

ホームレスに対する支援として、就労による自立と社会生活への復帰を目的とした路上生活者支援事業を都区共同事業として実施していきます。自立支援センターの整備について利用者のプライバシー配慮による若年層の利用促進や新型コロナウイルス感染予防対策として、居室の個室化を進めていきます。本事業によりホームレスの就労や社会生活の自立を支援し、区内ホームレス数の減少を図っていきます。

## 本施策に関連するSDGsの目標



生活相談の面接風景

## 施策424

# 消費者の自立を支援し、安全・安心な消費生活を守る

令和7年度のすみだ 消費生活に関する情報を容易に入手できる環境が整備されることで、区民一人ひとりが持続可能で賢明な消費生活を送るための正しい知識に基づいて行動できる消費者になるとともに、地域での支え合いによって安全・安心な消費生活を送っています。

### 施策の構成をはかる指標

「消費者講座の受講等、日ごろから消費者被害に遭わないための取り組みを行っている」区民の割合

2015(平成27)年度	2020(令和2)年度	2025(令和7)年度
実績値 12.1%	中間目標値 15.0%	現状値 10.6%
		最終目標値 18.0%

データ出所:区民アンケート調査

「消費者被害にあわないために必要な情報が適切に提供されている」と評価する区民の割合

2015(平成27)年度	2020(令和2)年度	2025(令和7)年度
実績値 38.3%	中間目標値 42.0%	現状値 46.6%
		最終目標値 50.0%

データ出所:区民アンケート調査

### 現状と課題

すみだ消費者センターでは、商品やサービスの購入に伴うトラブルなど消費生活に関する相談を受け付け、問題解決のための助言やあっせんを行っています。相談件数は、年間に約2,000件で、インターネットでの商品やサービスの購入が定着し、特に、新型コロナウイルス感染症の影響により、その流れが加速していることから、こうした相談が増加傾向にあります。一方で、高齢社会を迎え、高齢者を狙った特殊詐欺や電話勧誘販売などによる消費者被害も目立っています。

このため区では、すみだ消費者センターでの相談事業に加え、消費者被害を未然に防ぐための消費者教育や啓発活動等を実施しています。

消費者を取り巻く環境が複雑化する中で、消

費生活の安全・安心を確保するため、教育・啓発活動の強化と相談体制の充実が必要となります。また、世界中で待ったなしの取り組みが求められているSDGsについて、消費生活との関わりを周知し行動を促していくことも求められます。

### 施策達成のために区が取り組むこと

安全・安心な消費生活を守るため、「消費者基本法」の基本理念に基づき消費者のための施策を通して、持続可能な社会の実現に貢献します。

特に、消費者トラブルを未然に防ぐため、トラブルに巻き込まれやすい傾向にある高齢者や若年者など、ターゲットを明確にし、特殊詐欺やSNSを通じた契約トラブルなどについての教育・啓発を強

化するとともに、発生してしまったトラブルを迅速に解決するため、相談業務の充実を図るとともに、相談窓口の機能等についての周知に努めます。

また、日常生活における賢明な消費生活を促し、SDGsへの取り組みを促進するため、エシカル消費等に関する普及啓発の機会を設けます。

### 区民、事業者が取り組むこと

区民は、消費者被害にあわないために必要な知識習得や情報収集を積極的に行い、意識の向上に努めます。事業者は、消費者の安全・安心に配慮するとともに、公正な事業活動に努めます。また、区民・事業者のいずれも、SDGs達成に向けて積極的に行動するよう努めます。

### 施策達成のために区が取り組む主な事業

#### 消費者相談事業 SDGsの目標：10・16

多様化する消費者トラブルの内容や被害者に的確に対応し、迅速な被害回復を実現する必要があることから、すみだ消費者センターにおける相談体制の充実を図ります。



すみだ消費者センター相談風景

#### 消費者教育と啓発事業 SDGsの目標：4・12

媒体の特性や講座の趣旨等を踏まえ、各事業のメインターゲットを明確にしたうえで、内容や手法等の刷新を行います。また、消費者教育について、区立小・中学校では、社会科、技術・家庭科をはじめ、各教科や総合的な学習の時間において指導します。

#### 消費者団体育成事業 SDGsの目標：12・17

すみだ消費者センターでは、消費者団体数の増加だけでなく、既存団体の活動活性化や団体相互の連携強化、区民に対する啓発活動の活発化につながる支援を行います。

#### 特殊詐欺被害防止事業【再掲：施策413】

##### SDGsの目標：11

各種相談を通じて、還付金詐欺をはじめとする特殊詐欺被害の防止を図ります。

#### 本施策に関連するSDGsの目標



政策430

## 高齢者が生きがいをもって暮らせる しくみをつくる

令和7年度のすみだ

高齢者が社会の担い手として活躍しています。また、介護保険サービスや生活支援サービスが充実し、「地域包括ケアシステム」が充実し、すべての高齢者が、住み慣れた地域で生きがいをもって生活しています。



### 施策の体系

#### 政策430 高齢者が生きがいをもって暮らせるしくみをつくる

##### 施策431 元気で生きがいに満ちた高齢期の暮らしを支援する

- 高齢者のデジタルデバインド対策事業
- セカンドステージ支援事業
- 施設介護ボランティア・ポイント付与事業
- 元気高齢者施設管理運営事業
- 老人クラブ運営支援事業
- 公益社団法人墨田区シルバー人材センター運営支援事業

##### 施策432 高齢者の自立した生活を支援する

- 介護予防普及啓発事業
- 地域介護予防活動支援事業
- 地域リハビリテーション活動支援事業
- 介護予防ケアマネジメント事業
- 生活支援体制整備事業

##### 施策433 高齢者の地域包括ケアを進める

- 認知症高齢者等への総合支援事業
- 高齢者みまもり相談室事業
- 高齢者支援総合センター運営事業
- 在宅医療・介護連携推進事業

##### 施策434 高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる

- ☆ 介護保険施設等整備支援事業
- ☆ 都市型軽費老人ホーム整備支援事業
- 介護給付サービス事業

※ ☆は「主要な公共施設等整備事業」

## 政策を取り巻く現状

社会全体の急速な高齢化のなか、持続可能な社会保障制度の確立は急務であり、また、地域住民が抱える課題は複雑化・複合化しています。これらの課題に対し、国は2020(令和2)年に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部改正する法律」を改正し、地域住民の多様化・複雑化する課題に対して、包括的に対応するための重層的支援体制の構築を目指すことを示しています。

2020(令和2)年10月現在、本区の高齢化率は22.1%と、区民の約4人に1人が65歳以上となっています。墨田区高齢者福祉総合計画・第8期介護保険事業計画の推計では、高齢者人口は2025(令和7)年まで微減するものの、75歳以上の後期高齢者数は増加が続き、高齢者人口に占める割合は59.4%となると予測されます。それに比例して、要支援・要介護認定者は、共に増加傾向にあり、2025(令和7)年には約13,000人と見込まれ、2014(平成26)年に比べて20.8%増加するものと推定されます。同様に、認知症の高齢者も増加していくと見込まれます。さらに団塊ジュニア世代が65歳を迎え、国内で高齢者が最も多くなる2040(令和22)年を見据えて、多様かつ複雑化するニーズに対応する必要もあります。

これらの課題に対応するため、本区では3年ごとに「高齢者福祉総合計画・介護保険事業計画」(以下、「計画」という。)の改定を行っています。2021(令和3)年3月に策定した第8期計画においては、高齢者が尊厳を持ち、安心して暮らせる仕組みをつくることを基本理念とし、住み慣れた地域のなかで、高齢者が健康でいきいきとした自分らしい生活を維持できるよう、引き続き、介護、医療、介護予防、住まい、生活支援が一体的に切れ目なく提供される体制(地域包括ケアシステム)の充実に向けた取り組みを進めています。

## 政策実現に向けての課題

高齢社会の進展の中で、高齢者が生きがいを持ち、自分らしく社会参加できる仕組みや場の創設が求められています。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、社会全体のデジタル化が加速する中、高齢者もデジタル機器・サービスを活用することで豊かな人生を享受できるよう、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を進めることが重要です。さらに、地域における高齢者の介護予防・重度化防止に向けた取り組みを推進するために、PDCAサイクルによる効果検証や医療専門職による効果的なアプローチ、保健事業(健康づくり)と介護予防の一体的な実施が求められます。加えて、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、認知症の方が増加している中で、高齢者が今後も安心して住み慣れた地域で暮らし続けるためには、地域での支え合い・助け合いの仕組みづくりを進めるほか、身体・精神・経済の状況に応じて、本人の希望する暮らしができるように介護保険施設等を計画的に整備することが必要です。

また、在宅療養においては、活用できる医療・介護・福祉・生活支援サービスの普及啓発や在宅療養を支える関係者が相互に情報共有できる環境づくりを進めていくことが必要です。

これらの課題に適切に対応していくため、さまざまな支援を一体的に切れ目なく提供するための地域包括ケアシステムをより一層充実させる取り組みが求められています。また、あわせて介護保険制度を今後も持続可能な制度とするためにも、2025(令和7)年と2040(令和22)年のサービス・給付・保険料の水準を推計し、中長期的な視点にたった施策の展開を図っていく必要があります。

## 本政策に関連するSDGsの目標



## 施策431

# 元気で生きがいに満ちた高齢期の暮らしを支援する

令和7年度のすみだ 高齢期を迎えた区民が、就労をはじめ、地域活動や趣味、特技を活かしたボランティア活動等を通じて社会参加し、生きがいもち、充実感のあるセカンドライフを過ごしています。

### 施策の構成をはかる指標

「生きがいがある」65歳以上の区民の割合

2015(平成27)年度		2020(令和2)年度		2025(令和7)年度	
実績値	71.1%	中間目標値	73.0%	現状値	70.4%
				最終目標値	75.0%

データ出所:所管課データ

シルバー人材センター就業率及び会員数

2015(平成27)年度		2020(令和2)年度		2025(令和7)年度	
実績値		中間目標値		現状値	
就業率:77.6%		—		就業率:70.4%	
会員数:1,762人		—		会員数:1,532人	
				最終目標値	
				就業率:72.0%	
				会員数:1,550人	

データ出所:所管課データ

### 現状と課題

高齢者の社会参加を促進するために支援を行っている老人クラブは、加入率が2016(平成28)年4月の21.5%から2020(令和2)年4月に18.2%へ低下しています。また、シルバー人材センターの会員数は、2016(平成28)年度末の1,798人から2020(令和2)年度末に1,532人に減少しています。団塊世代が高齢期に移行し、多様な価値観を持つ高齢者が増えていることに加え、企業の定年延長や再雇用制度の広がりなど、高齢者の就労を取り巻く環境も変化しています。これらのニーズや環境の変化に対応した支援、活動の場の提供が求められています。

また、デジタルデバイドに関して、総務省の通信動向調査によると、2017(平成29)年のスマートフォン

保有率は20代・30代がそれぞれ94.5%、91.7%に対し、70代・80代は18.8%、6.1%と若年層と高齢層に差があります。高齢者もデジタル機器・サービスを活用することで豊かな人生を享受できるよう、デジタル機器に関する若年層と高齢層での格差を埋めるための取り組みも急務です。

### 施策達成のために区が取り組むこと

就労やボランティア活動等を通じて元気なシニアが社会参加するための「場」の提供や、地域の諸活動との「つなぎ」役を果たし、生きがいのある暮らしづくりを支援します。

## 区民、事業者が取り組むこと

区民は、自分の能力を活かして、主体的に社会参加を図り、住み慣れた地域の中で自分らしく「生きがい」「やりがい」を実感できるセカンドライフを実践します。

事業者は、「高齢期雇用」の推進を図り、年齢にとらわれず、経験や知識を活かした「働き」ができる社会環境の整備に努めます。墨田区シルバー人材センターにおいては、受注業務の多様化を通じて、就業機会を拡大させ、地域におけるシニアの活躍の場を増やします。

## 施策達成のために区が取り組む主な事業

### 高齢者のデジタルデバйд対策事業

SDGsの目標：4・10・17

地元の資源である情報経営イノベーション専門職大学や民間通信事業者、墨田区シルバー人材センター等との連携、国が進めるデジタル活用支援員制度等を活用し、高齢者向けのICT講習会を実施します。

### セカンドステージ支援事業

SDGsの目標：3

元気な高齢者が、自らの知識や経験・技術を活かすことを通じて、生きがいを持って地域活動を行えるよう支援します。

### 施設介護ボランティア・ポイント付与事業

SDGsの目標：3

区報や区のホームページ等を活用し、高齢者への参加を呼びかけることで活動人数の増員を図ります。また、活動できる場(施設)をさらに増やしていくため、周知を行います。

## 元気高齢者施設管理運営事業

SDGsの目標：3

いきいきプラザや高齢者福祉センター(立花ゆうゆう館、梅若ゆうゆう館)などの運営を通じて、地域の高齢者が集い、健康で明るく生きがいのある生活を営むことができるよう、生きがい活動の場を提供します。

## 老人クラブ運営支援事業

SDGsの目標：3

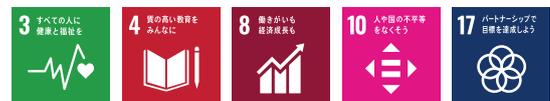
各老人クラブや墨田区老人クラブ連合会への支援を通じて、健康づくり、生きがいづくり、地域の支えあい活動等を推進します。

## 公益社団法人墨田区シルバー人材センター運営支援事業

SDGsの目標：8

公益社団法人墨田区シルバー人材センターに対し、高齢者の就労拡大や、家事援助サービス事業の円滑な運営が展開できるよう支援します。

## 本施策に関連するSDGsの目標



高齢者向けのICT講習会

## 施策432 高齢者の自立した生活を支援する

令和7年度のすみだ 高齢者が住み慣れた地域で年齢や心身の状況によって分け隔てなく安心した生活を送り、自助や互助の考えのもとに、みずから支援の受け手や担い手になることで、つながりあった地域づくりが進められています。

### 施策の構成をはかる指標

通いの場\*の数(運動・茶話会・趣味の場・会食・介護者の場等)

2015(平成27)年度	2020(令和2)年度	2025(令和7)年度
実績値 —	中間目標値 455か所	現状値 419か所
		最終目標値 488か所

データ出所:所管課データ

\* 通いの場とは、高齢者の介護予防につながる活動を行う場で、住民主体で運営されているものを指します。

要介護認定を受けていない65歳以上の区民の割合

2015(平成27)年度	2020(令和2)年度	2025(令和7)年度
実績値 81.9%	中間目標値 81.5%	現状値 80.5%
		最終目標値 78.0%

データ出所:所管課データ

\* 今後、要介護認定を受けていない区民の割合が減少すると予測されるなかで、一定程度の減少幅に留めることを、目標として掲げています。

### 現状と課題

介護保険法の改正に伴い、2016(平成28)年4月から「介護予防・日常生活支援総合事業」を開始しました。要支援者等の多様な生活支援ニーズに対応するため、住民主体の支援等を含め多様なサービスを実施しています。

また、区民が地域において介護予防の取り組みを推進する担い手となるボランティア(介護予防サポーター)とそのリーダーを養成しており、地域の「通いの場」(運動・茶話会・趣味の場・会食・介護者の場等)の運営、介護予防事業の担い手として、区内各地で活躍しています。

人口に占める後期高齢者の割合は年々増加し、要介護認定者やサービス利用者も年々増加していくことが見込まれます。高齢化の進展に対応するためには、高齢者の健康寿命の延伸と生活の質(Quality of Life:QOL)を維持向上させる必要があります。そのため、高齢者一人ひとりが自分の健康状態を把握し、心身機能の維持向上に努め、運動・社会参加・栄養・口腔ケアなどのフレイル(虚弱)予防の取り組みを継続的に行うことが重要です。また、多様な主体による支え合いを充実させ、高齢者の生活支援体制の構築

や高齢者自身も担い手として活躍できる地域の自主グループ等の活動支援を行う必要があります。

### 施策達成のために区が取り組むこと

介護予防、フレイル予防の知識や方法について、普及啓発に努めるとともに、ボランティア人材の育成や「通いの場」「自主グループ」の立ち上げ・継続支援を行います。

また、フレイルの傾向や何らかの支援が必要な高齢者の早期把握に努め、介護予防ケアマネジメントを実施し、介護予防事業や生活支援サービスに繋がります。また、多様な主体による支え合いの充実を図り高齢者の自立した生活を支援していきます。

### 区民、事業者が取り組むこと

区民は、自分の健康状態について自ら把握し、心身機能の向上に積極的に努め、介護予防に取り組めます。また、要介護になった場合においても、重度化しないように能力の維持向上に努めます。

事業者は、さまざまな介護予防サービスを提供することで、区民が自ら健康の保持増進に努めるための環境づくりを行います。

### 施策達成のために区が取り組む主な事業

#### 介護予防普及啓発事業 SDGsの目標：3

介護予防に取り組むための知識の啓発を専門職を活用するなど、多様な方法で行うとともに、継続して取り組めるよう通いの場づくりの支援を行います。また、フレイル状態の改善が必要な高齢者を早期に把握し、介護予防の取り組みに繋がります。

#### 地域介護予防活動支援事業 SDGsの目標：3

高齢者が身近な地域で介護予防に継続して取り組めるよう、ボランティア人材の養成及び育成を行うとともに、通いの場の立ち上げ・継続支援

を行います。

#### 地域リハビリテーション活動支援事業

SDGsの目標：3

高齢者支援総合センターにリハビリテーション専門職を派遣し、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等で助言・指導を行うことで、地域における介護予防の取り組みの機能強化を図ります。

#### 介護予防ケアマネジメント事業

SDGsの目標：3

要支援者及び基本チェックリストで事業対象者に該当した方に対し、介護予防・日常生活支援総合事業によるサービス等が適切に提供できるよう介護予防ケアマネジメントを実施します。

#### 生活支援体制整備事業 SDGsの目標：3・10・17

生活支援コーディネーターを配置し、関係者間の情報共有や連携を図ることで、社会資源の把握、担い手となる人材の発掘と育成をし、ニーズとサービスのマッチングを行います。

### 本施策に関連するSDGsの目標



介護予防への取り組み

## 施策433 高齢者の地域包括ケアを進める

令和7年度のすみだ 区民、民生委員、介護相談員、町会・自治会等の関係団体、地域の医療、福祉、警察、消防等の関係機関、サービス事業者等が基盤となる地域包括支援ネットワークが一体的に構築され、高齢期を迎えた区民が、医療や介護が必要となっても在宅で療養しながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けています。

### 施策の構成をはかる指標

「地域で介護について相談できる環境が整っている」と思う区民の割合

2015(平成27)年度	2020(令和2)年度	2025(令和7)年度
実績値 40.8%	中間目標値 52.0%	現状値 50.2%
		最終目標値 68.0%

データ出所:区民アンケート調査

認知症サポーターの数

2015(平成27)年度	2020(令和2)年度	2025(令和7)年度
実績値 6,000人	中間目標値 12,000人	現状値 23,407人
		最終目標値 27,000人

データ出所:所管課データ

### 現状と課題

高齢者支援総合センターが高齢者の身近な相談窓口として、総合的な相談、権利擁護、ケアマネジャーへの支援、介護予防ケアマネジメントを行うほか、認知症ケアの推進や高齢者の生活支援体制構築を行ってきました。また、医療・介護の関係機関、民生委員・児童委員等地域の関係者が参加し、個別の高齢者の支援方法の検討を行い、それにより共有された地域課題を地域づくりなどに結び付けていくため地域ケア会議を開催し地域包括ケアを推進してきました。合わせて、高齢者みまもり相談室が中心となったひとり暮らし高齢者等への見守りネットワークの構築を行ってきました。さらに、介護予防や地域の支え合い活動の拠点となる福祉総合型高齢者支援総合

センターを2か所整備しました。

今後、現役世代の減少や後期高齢者の増加が進み、認知症などで介護を必要とする高齢者も増えていくことが見込まれます。そのため、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい生活を最後まで続けることができる体制のさらなる充実を図って行く必要があります。

### 施策達成のために区が取り組むこと

国の認知症施策推進大綱に基づき認知症になってもその人らしく暮らし続けられる地域づくりを行うため、認知症サポーター養成講座等による認知症に関する正しい知識の普及や認知症初期集中支援チーム等多職種連携による支

援体制の構築を図ります。また、在宅療養に関する普及啓発を行っていくほか、民生委員・児童委員、町会・自治会等地域住民、商店・企業等との一層の連携を推進し、地域で高齢者の見守りや生活支援を行う体制を強化するなど、地域包括ケアシステムを引き続き推進しつつ「地域共生社会」実現のための役割を担っていきます。

### 区民、事業者が取り組むこと

区民は、地域の課題に気付き、それを「自分ごと」として捉え、積極的に様々な活動に参加するとともに、他の住民や組織と協働しながら行動します。

事業者は、地域の一員であることを自覚して、地域住民、行政等と連携して見守り活動や地域活動に取り組みます。

### 施策達成のために区が取り組む主な事業

#### 認知症高齢者等への総合支援事業

SDGsの目標：3

認知症地域支援推進員を中心に、認知症の人やその家族の視点を重視しながら、認知症についての普及啓発を図ります。また、早期に相談、支援につながる体制づくりを行い、認知症の人やその家族が安心してその人らしく暮らせる地域づくりを推進します。

#### 高齢者みまもり相談室事業

SDGsの目標：3・10・17

高齢者の生活実態を、引き続き計画的に調査を実施して把握に努めます。

地域の高齢者見守りネットワーク構築を充実するため、高齢者みまもり相談室が核となり、民生委員・児童委員、住民、事業者等が連携することにより、地域における支え合いを促進します。また、地域特性を活かした多様な支え合いの活動を充実させ、拡充を図ります。

#### 高齢者支援総合センター運営事業

SDGsの目標：3・10・17

各高齢者支援総合センターは、地域の高齢者の総合相談窓口として、認知症や介護予防、介

護保険サービスの利用等の相談支援、高齢者の権利擁護、ケアマネジャーへの支援や介護予防ケアマネジメント等の高齢者の支援を行います。また、高齢者支援総合センターの後方支援の強化を図ります。

従来型の高齢者支援総合センターの機能に加え、多目的室を整備し、介護予防や生きがいくろりなど高齢者の活動の中心となる福祉総合型高齢者支援総合センターをさらに2か所整備します。加えて、福祉総合型高齢者支援総合センターにおいては、多様で複雑なニーズに対応するため、地域福祉プラットフォームとの連携を図ります。

#### 在宅医療・介護連携推進事業【再掲：施策454】

SDGsの目標：3

在宅療養を支える多職種間の連携を推進するとともに、住み慣れた場所で自分らしく生活できるように、在宅療養に関する普及啓発を行います。また、人生の最終段階で自らが望む医療・介護について、区民が日頃から話し合えるように、人生会議(ACP)について普及啓発を行います。

### 本施策に関連するSDGsの目標



高齢者支援総合センターでのふれあいガーデニング

施策434

# 高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる

令和7年度のすみだ 介護が必要な状態になっても、在宅サービスや居住系サービス等の介護保険サービスの利用、施設入所に至る過程を通じて、住み慣れた地域のなかで、高齢者が安心して暮らし続けています。

### 施策の構成をはかる指標

「高齢になっても墨田区内で暮らし続けることができる」と思う区民の割合

2015(平成27)年度	2020(令和2)年度	2025(令和7)年度
実績値 60.7%	中間目標値 63.0%	現状値 71.2%
		最終目標値 80.0%

データ出所:区民アンケート調査

介護老人福祉施設入所待機者数及び待機解消率(Aグループ判定)

2015(平成27)年度	2020(令和2)年度	2025(令和7)年度
実績値 待機者数236人 待機解消率67.5%	中間目標値 —	現状値 待機者数286人 待機解消率70.2%
		最終目標値 待機者数280人 待機解消率73.0%

データ出所:所管課データ

※ 区では、介護老人福祉施設の入所待機者について、要介護度などを踏まえ優先度別に3つのグループに分けています。Aグループは、最も優先度が高いグループ(主に介護度4及び5の待機者)です。

### 現状と課題

本区における2021(令和3)年3月末現在の65歳以上の要介護等認定者数は11,868人で、区内の全高齢者数に対し約20%の割合となっています。基本計画を策定した6年前の認定者数と比較すると約1.1倍に増加しています。

前期の計画期間中には、高齢者が居宅での自立した生活を支えるための介護・福祉サービスを提供するとともに、民間事業者による特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)や認知症高齢者グループホームをはじめとする施設整備に対する支援を行うなど、高齢者が地域でその人らしく生活できるように基盤整備を進めてきました。

高齢者の更なる増加や多様化するニーズを踏まえ、今後も、引続き在宅サービスや居住系サービス等の介護保険サービスを提供していくほか、身体状況の変化や本人の希望などに応じて自宅から多様な施設等へと住まい方を選択できる環境をつくるため、施設サービスの供給主体の参入促進等を更に推進することが求められています。

### 施策達成のために区が取り組むこと

高齢者一人ひとりに必要な介護・福祉サービスを提供できるように、認知症高齢者グループホームを始めとした基盤整備をさらに進めます。また、

サービスの内容を高齢者・その関係者にわかりやすく示していくことで、高齢者自身の身体状況や希望などに応じた在宅、地域密着型及び入所施設サービスを選択することができる環境をつくります。

### 区民、事業者が取り組むこと

区民は、介護・福祉サービスについて理解を深めることで、自分に必要な支援を選択し、適切にサービスを利用します。

事業者は、高齢者の権利を理解し、各種サービスの質の向上に努め、適切な介護・福祉サービスを提供します。

### 施策達成のために区が取り組む主な事業

※網掛けが「主要な公共施設等整備事業」

#### 介護保険施設等整備支援事業

SDGsの目標：3・11

介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるように、特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホームの整備を支援します。

#### 都市型軽費老人ホーム整備支援事業

SDGsの目標：3・11

居宅でのひとり暮らしに不安がある低所得高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けられるように、都市型軽費老人ホームの整備を支援します。

#### 介護給付サービス事業

SDGsの目標：3

訪問介護、通所介護等の居宅サービスや介護老人保健施設等の施設サービスなど、要介護者等が利用した介護サービスに対して、適正に給付をします。

### 本施策に関連するSDGsの目標



特別養護老人ホーム

## 政策440

# 障害者が地域のなかで輝いて生きる しくみをつくる

令和7年度のすみだ

ノーマライゼーションの理念のもと、障害のある人も、ない人も、お互いに尊重し支え合いながら、住みなれた地域で安心して暮らしています。また、それぞれが社会の一員としての役割を担い、生きがいを感じながらいきいきと暮らしています。



### 施策の体系

#### 政策440 障害者が地域のなかで輝いて生きるしくみをつくる

##### 施策441 障害者の自立した生活を支援する

- ☆重度障害者グループホーム整備支援事業
- 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- 区独自の障害福祉サービス事業
- 基幹相談支援センターの設置

##### 施策442 障害者の社会参加を支援し、生きがいを創出する

- 日中活動系サービス事業所に対する各種補助事業
- 重度障害者(児)支援事業所に対する各種補助事業
- 障害者就労支援事業
- 福祉作業所等経営ネットワーク支援事業
- 心身障害者団体運営支援事業
- 障害者差別解消法への対応事業

※ ☆は「主要な公共施設等整備事業」

## 政策を取り巻く現状

わが国の障害者施策は、1981(昭和56)年の国際障害者年以來、ノーマライゼーションの考えのもと「完全参加と平等」の実現に向けた取り組みが行われてきました。

2016(平成28)年には障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、障害のある人が望む地域生活への支援や障害のある児童の支援に関する多様なニーズに対応するためのサービスの新設、障害のある児童のサービスに関わる提供体制の計画的な構築を推進することを目的とした障害児福祉計画の策定が義務づけられました。これに加え、2013(平成25)年の障害者差別解消法の成立、2016(平成28)年の発達障害者支援法の改正、2018(平成30)年のユニバーサル社会の実現に向けた諸政策の総合的かつ一体的な推進に関する法律(ユニバーサル社会実現推進法)の成立、2019(令和元)年の障害者の雇用の促進法等に関する法律の一部改正、2020(令和2)年の聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律(電話リレーサービス法)の成立、2021(令和3)年の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)の一部改正、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行など、障害者を取り巻く現状は大きく変化してきました。

本区では、2019(平成31)年4月に「墨田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例」を施行し、手話を言語として認識するとともに、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現することを目指してきました。また、2021(令和3)年3月には「墨田区障害者行動計画」、「墨田区障害福祉計画」及び「墨田区障害児福祉計画」を「墨田区障害福祉総合計画」として一体的に策定し、すみだで暮らし続けるためのさまざまな施策に取り組んでいます。

## 政策実現に向けての課題

障害のある人自身や親の高齢化、さらには障害の重度化が進むなか、障害のある人が住みなれた「すみだ」で安心して暮らし続けていくためには、日常生活に必要なサービスを適切に受けられる支援体制の充実が求められます。特に、居住の場の支援であるグループホームは、将来にわたって入居希望者も多いことから、今後、民間事業者と連携し、整備を促進していく必要があります。加えて、働く障害者の増加を踏まえ、職場への定着支援や職業生活の継続を支援していくことが求められています。

また、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の連携を図り、支援に関する施策を推進していくことが重要です。

こうした障害のある人の多様なニーズに対応する、総合的・専門的な相談支援の実施と相談支援体制の強化を図るため、基幹相談支援センターの設置に向けた準備を進めていく必要があります。

また、障害のある人もない人も人格と個性を尊重しあいながら、ともに地域で生きる社会を実現するため、啓発活動や地域交流活動、さらには社会貢献活動の推進を図ることが重要です。

今後とも、「墨田区障害福祉総合計画」に掲げる、「自己決定の尊重」、「地域における自立生活の支援」、「ともに生活する社会の創造」という基本理念に沿って、計画的に障害者施策を推進していく必要があります。

## 本政策に関連するSDGsの目標



## 施策441 障害者の自立した生活を支援する

令和7年度のすみだ 障害者が日常生活に必要な福祉サービスを利用しながら、障害のない人と分け隔てなく、住みなれた「すみだ」で地域社会の一員として、安心して暮らしています。

### 施策の構成をはかる指標

#### 区内障害者グループホームの定員数

2015(平成27)年度	2020(令和2)年度	2025(令和7)年度
実績値 146人	中間目標値 160人	現状値 168人
		最終目標値 175人

データ出所:所管課データ

#### 自立支援給付支給決定者数

2015(平成27)年度	2020(令和2)年度	2025(令和7)年度
実績値 1,523人	中間目標値 1,750人	現状値 1,916人
		最終目標値 1,930人

データ出所:所管課データ

### 現状と課題

核家族化・高齢化が進展しているなか、地域の自立生活を基本に、それぞれの障害の特性に応じ、生涯を通じた切れ目ない支援体制の構築が一層重要になっています。本区ではこれまで、「障害者総合支援法」に基づく各障害福祉サービスや地域生活支援事業を実施するとともに、本区独自の事業を継続的に実施することにより、障害がある人の自立した生活を支援してきました。また、「児童福祉法」に基づく障害児通所支援により、心身の発達に課題や障害がある乳幼児を早期に療育につなげるための体制を整備するとともに、学齢期の障害がある子どもに対する放課後等の支援の場を拡充してきました。今後とも、年々増加傾向にある需要に対応していく必要が

あります。

さらに、親亡き後も将来にわたり住みなれた地域で安心して暮らしていくためには、日常生活の支援を一体的に行う居住の場であるグループホームが不可欠です。特に重度の障害がある方を対象としたグループホームは、設備面や運営面において障害の特性を踏まえた対応が必要になることから、2021(令和3)年3月に開設した重度知的障害者を対象としたグループホームに続き、重度身体障害者を対象としたグループホームの整備支援を進めていく必要があります。

## 施策達成のために区が取り組むこと

重度身体障害者を対象としたグループホームの整備を支援するとともに、居住系施設の在り方について調査・研究をしていきます。加えて、すみだ福祉保健センターみつばち園とすみだステップハウスおおぞらにじの子により、引き続き早期療育の取り組みを進めるとともに、2023(令和5)年に移転を予定するにじの子においては療育室を増設し、サービス提供の確保を図ります。

また、障害のある人が自立した日常生活を送れるよう、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築や地域生活支援拠点等の整備を進めます。

## 区民、事業者が取り組むこと

区民は、障害のある人に対する理解を深め、日ごろの近所付き合いのなかで、同じ地域に暮らす障害者との良好な関係を築きます。

事業者は、障害者差別解消法に基づき、障害のある人にもない人にも分け隔てなく対応します。また、障害のある人に対するサービスの質の向上を図るとともに、必要なサービス事業所の整備にも取り組みます。

## 施策達成のために区が取り組む主な事業

※網掛けが「主要な公共施設等整備事業」

### 重度障害者グループホーム整備支援事業

SDGsの目標：3・11

重度の障害がある方が、親亡き後も住み慣れた「すみだ」で暮らし続けられるよう、重度身体障害者を対象としたグループホームの整備を支援します。

### 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業

SDGsの目標：3

同法による訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス等により、障害のある人の日常生活・社会生活を総合的に支援します。

## 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

SDGsの目標：3・4

児童福祉法に基づく児童発達支援、放課後等デイサービスなどにより、療育や支援が必要な児童に集団生活への適応訓練、生活能力の向上のための訓練等を実施します。

## 区独自の障害福祉サービス事業

SDGsの目標：3

本区条例等により住宅設備改善費助成や紙おむつ支給、福祉タクシー券の交付等を実施し、国制度とともに、障害のある人をきめ細かく支援します。

## 基幹相談支援センターの設置

SDGsの目標：3

総合的・専門的な相談支援の実施や相談支援体制の強化等を図るため、基幹相談支援センターの設置に向けた準備を進めます。

## 本施策に関連するSDGsの目標



重度障害者グループホーム

## 施策442

# 障害者の社会参加を支援し、生きがいを創出する

令和7年度のすみだ 障害者がそれぞれの希望に沿って社会に参加し、社会の一員としての役割を担い、働きがいや生きがいを感じながら、楽しくいきいきと日常生活を送っています。

### 施策の構成をはかる指標

福祉施設から一般就労への移行者数

2015(平成27)年度	2020(令和2)年度	2025(令和7)年度
実績値 22人	中間目標値 32人	現状値 40人
		最終目標値 45人

データ出所:所管課データ

すみだ障害者就労支援総合センター・就労支援登録者の離職率(離職者数)

2015(平成27)年度	2020(令和2)年度	2025(令和7)年度
実績値 7.2%(25人)	中間目標値 8.0%(38人)	現状値 10.0%(47人)
		最終目標値 8.0%

データ出所:所管課データ

### 現状と課題

本区は「すみだ障害者就労支援総合センター」において、一般就労を目指すための就労移行支援事業や、企業等で働く障害のある人を対象とした職場定着支援をはじめとする生活支援事業等を実施してきたほか、一般就労が困難な障害のある人を対象とした福祉的就労の場である福祉作業所では、新商品開発支援事業や福祉作業所等経営ネットワーク支援事業を実施し、工賃向上に取り組んできました。

また、2018(平成30)年4月に開所した重度肢体不自由児(者)を対象とした生活介護・放課後等デイサービス事業所の整備支援や、障害者団体等への活動費の助成等を通じ、社会参加と自己実現の支援を実施してきました。

今後とも引き続き、職場定着支援、相談支援等の充実を図り、離職者数の減少や転職支援など、職業生活の継続に向けた取り組みや、福祉作業所における魅力ある新商品開発による工賃向上を図っていく必要があります。また、生きがいある生活ができるよう、日中活動や交流の場づくりが求められています。

さらに、2016(平成28)年に施行された障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図っていく必要があります。

## 施策達成のために区が取り組むこと

すみだ障害者就労支援総合センターを中心に、障害がある人の一般就労を総合的に支援します。また、福祉作業所における自主生産品の販売促進や社会参加の推進等に取り組みます。

また、「誰もが心を通わす暮らしやすいまち」となるよう、あらゆる機会を通じて、障害の特性や障害のある人への理解を促進するための普及・啓発を推進します。

## 区民、事業者が取り組むこと

事業者は、「障害者雇用促進法」に基づいて、進んで障害がある人の雇用に努めます。また、福祉作業所の運営事業者は目標工賃を定め、工賃向上に積極的に取り組みます。

障害者団体は、障害がある人の社会参加を進めるため、組織の活性化を図り、充実した支援を行います。

## 施策達成のために区が取り組む主な事業

日中活動系サービス事業所に対する各種補助事業 **SDGsの目標：3・17**

日中活動系サービス事業所に対する各種補助事業を通じ、事業所の運営を支援します。

重度障害者(児)支援事業所に対する各種補助事業 **SDGsの目標：3・17**

重度の障害者(児)を支援する事業所に対する各種補助事業を通じ、事業所の運営を支援します。

障害者就労支援事業 **SDGsの目標：3・8**

すみだ障害者就労支援総合センターを中心に、就労移行支援、職業相談、就職準備支援、職場開拓、職場定着支援、その他生活面の相談等を行います。

福祉作業所等経営ネットワーク支援事業

**SDGsの目標：3・8・17**

福祉作業所等における工賃向上を図るため、

各事業所の自主生産品の共同販売コーナーを運営するとともに、魅力ある商品開発や販路開拓を支援します。

## 心身障害者団体運営支援事業

**SDGsの目標：3・17**

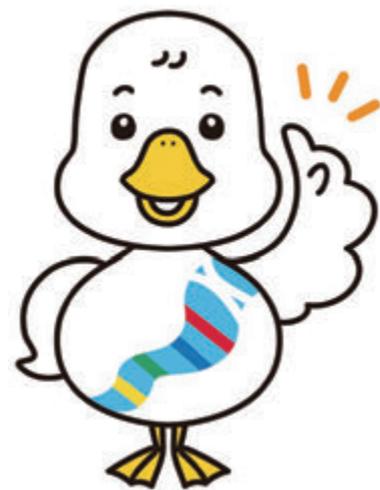
墨田区障害者団体連合会が行う活動への助成を通じ、障害がある人の社会参加や生きがいづくりを支援します。

## 障害者差別解消法への対応事業

**SDGsの目標：3・10・11**

講演会の開催などによる差別解消のための周知の徹底や施設・環境整備など、ソフト・ハード両面にわたり障害者差別解消のための取り組みを実施します。あわせて、「心のバリアフリー」の普及・啓発を推進し、障害のあるなしに関わらず、誰もが人格と個性を尊重しあいながら、ともに地域で生きる社会の実現をめざします。

## 本施策に関連するSDGsの目標



すみだ心のバリアフリー啓発キャラクター  
すみダック

政策450

## 65歳健康寿命をのばし、誰ひとり取り残さない「健康長寿日本一のまち」をつくる

令和7年度のすみだ



区民の健康な暮らしを支える環境づくりに、区や関係者、企業等が有機的な連携のもと、取り組んでいます。区民は生活習慣病等の発症予防、早期発見・早期治療、病気を悪化させないための対処に努め、ストレスをコントロールする力を身に付けています。



### 施策の体系

**政策450** 65歳健康寿命をのばし、誰ひとり取り残さない「健康長寿日本一のまち」をつくる

**施策451** 区民みずからが健康に暮らせるしくみをつくる

- 健康診査事業(特定健康診査・若年区民健康診査等)
- 保健指導事業(特定保健指導事業等)
- がん検診事業 ●たばこ対策事業
- 歯科健康診査事業(乳幼児歯科健康診査・成人歯科健康診査等)
- 健康寿命延伸事業 ●食育の推進事業 ●自殺対策事業
- 区民の健康度評価研究事業

**施策452** 包括的な親と子の健康づくりを支援する

- 出産準備クラス事業 ●出産子育て応援事業 ●産後ケア事業
- 新生児訪問指導(こんにちは赤ちゃん訪問事業)
- 乳幼児健康診査事業 ●発達障害対策事業

**施策453** 保健衛生における安全と安心を確保する

- 予防接種事業
- 新型インフルエンザ(新型コロナウイルス感染症を含む)対策事業
- 結核予防事業 ●肝炎ウイルス検診事業
- 健康危機管理体制の整備 ●食品衛生及び環境衛生監視事業
- 医薬品等の安全確保事業 ●動物の愛護と適正管理対策事業

**施策454** 地域の連携を深め、保健医療体制を確立する

- ☆新保健施設等複合施設整備事業 ●医療連携推進事業
- かかりつけ医等に関する普及啓発事業
- 休日応急診療事業 ●在宅医療・介護連携推進事業
- 在宅高齢者訪問歯科診療事業

※ ☆は「主要な公共施設等整備事業」

## 政策を取り巻く現状

2019(令和元)年度に行った健康に関する区民アンケート調査では、自分の健康に関心のある人は8割を超えており、区民の健康への関心度は高くなっていますが、平均寿命、健康寿命ともに23区の平均よりも低い状況が続いています。また、合計特殊出生率は2015(平成27)年以降減少し続けており、高齢者人口の割合が増加していく中において、少子高齢化、人口減少がいつそう進展することが予想されています。さらに、2019(令和元)年度後半以降の新型コロナウイルス感染症の拡大、頻発する自然災害など、区民のいのちと健康が脅かされており、区健康施策の大幅な見直しが必要となっています。

本計画策定以降、2018(平成30)年度には「墨田区がん対策推進計画」及び「墨田区自殺対策計画」を新たに作成し、取り組みを強化しています。また、母子保健の分野では、2019(令和元)年度から産後ケア事業を開始し、妊娠・出産・育児までの切れ目ない支援を行っています。さらに、高齢化の進展に備えた医療と介護の連携強化や持続可能な社会保障制度の構築に向けた取り組みを推進しています。

そして、新型コロナウイルス感染症対策においては、早期に危機管理体制を構築し、全庁的な応援体制による保健所機能強化、地域完結型の医療提供体制の確保等に取り組んでいます。また、ワクチン接種についても、医師会等関係者との連携により対応しています。2021(令和3)年度改定の「すみだ健康づくり総合計画」では、新たな健康課題やデジタル化の推進、誰もが健康を享受できる環境づくりをめざしています。

区民の健康づくりや母子保健、災害医療体制の拠点となる新保健施設等複合施設整備事業では、2017(平成29)年度に策定した「墨田区新保健センター等複合施設整備基本計画」において、「つなぐ・つながる」を整備コンセプトと定め、2024(令和6)年度の開設に向けて準備を進めています。

## 政策実現に向けての課題

がんや心臓病、脳卒中などの生活習慣病は、

区民の主要な死亡原因となっています。特にがんの死亡率は23区の中でも高い状況です。健康寿命の延伸を図り、人生100年時代を健やかに過ごすためにも、がん対策の着実な推進と、生活習慣病の発症予防と重症化予防、フレイル予防へのさらなる取り組みが重要です。保健分野でもデジタル化が進んでおり、区においてもビッグデータを活用した健康づくり(データヘルス)を推進するとともに、ICTやAI等を活用し、区民が健康づくりに取り組みやすい環境を整備する必要があります。

また、少子化が進むなかで、次世代を担う子どもたちが健やかに成長していくためにも、安心して子どもを産み、育てられる家庭や地域の環境づくりが求められています。そのため、妊娠期から切れ目ない支援を行い、育児不安の解消や虐待を未然に防止する取り組みが重要です。

一方、区民がかかりつけ医等をもつ割合は、約6割となっています。必要な時に身近で適切な医療が受けられるように、医療提供体制を整備するとともに、地域医療連携をさらに推進する必要があります。さらに病気や障害だけでなく、性別、年齢、国籍、文化、宗教などの多様性を認め合い、すべての区民が安心して自分らしく暮らせる地域づくりが重要です。

感染症の拡大や大規模災害の発生、食中毒等による健康危機に対しては、区民のいのちと健康を守るため、迅速で的確な対応が求められます。健康危機の発生の防止、早期探知するための取り組みを強化するとともに、健康危機発生時には、関係機関との連携のもと、原因究明や健康被害の拡大防止等に対応できる体制づくりが必要です。

## 本政策に関連するSDGsの目標



## 施策451

# 区民みずからが健康に暮らせるしくみをつくる

令和7年度のすみだ 区民の健康な暮らしを支える環境づくりに、区や関係者、企業等が有機的な連携のもと、取り組んでいます。区民は生活習慣病等の発症予防、早期発見・早期治療、重症化の予防に努め、ストレスをコントロールする力を身につけています。

### 施策の構成をはかる指標

年に1回健康診査を受診する割合(20歳以上)

2015(平成27)年度	2020(令和2)年度		2025(令和7)年度
実績値 83.9%	中間目標値 87.0%	現状値 85.0% (2018(平成30)年)	最終目標値 90.0%

データ出所:所管課データ

65歳健康寿命(男女別)

2015(平成27)年度	2020(令和2)年度		2025(令和7)年度
実績値	中間目標値	現状値	最終目標値
男性:81.8歳 女性:85.2歳	男性:82.0歳 女性:85.5歳	男性:82.12歳 女性:85.85歳	男性:82.8歳 女性:86.2歳

データ出所:所管課データ

### 現状と課題

生活習慣病対策として、健診受診率の向上や健診結果に基づく保健指導等の実施、健康全体の底上げを図るため、身体活動量や野菜摂取向上の取り組みを推進しています。2018(平成30)年度には、「墨田区がん対策推進計画」及び「墨田区自殺対策計画」を新たに作成し、取り組みを推進しています。

墨田区国民健康保険特定健診受診率は23区中上位にあり、何らかの形で健診を受ける区民の割合も増加しています。しかし、健康寿命は依然として23区中で低い状態が続いており、がんの年齢調整死亡率、生活習慣病による死亡率も高くなっています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大によ

り、医療受診控えや、一部のがん検診受診率の低下がみられます。自粛生活により、社会的なつながりを保つことが困難となっており、心身の健康の保持増進に影響しています。

### 施策達成のために区が取り組むこと

区民が人生100年時代を豊かに過ごすことができるよう、ビッグデータやICTを活用した健康づくり(データヘルス)を推進します。また、新しい日常に対応した健康づくり施策や食育推進の仕組みを構築するとともに、地域の関係者や大学研究機関、課題解決型企業等との連携を深め、地域全体で取り組む体制をさらに推進します。さらに、健康保険法等の一部改正(令和2年一部施

行)に基づく「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」をはじめ、制度の垣根を超えて関係部署が連携し、一体的に取り組めます。

### 区民、事業者が取り組むこと

区民は、自分の健康に関心を持ち、身体・精神的・社会的な健康を維持する力を身につけ実践しています。

関係機関は、その知を集結し、地域全体の健康づくりに役立てます。

### 施策達成のために区が取り組む主な事業

健康診査事業(特定健康診査・若年区民健康診査等) **SDGsの目標: 3**

生活習慣病等の予防と早期発見のため、若年区民健康診査、墨田区国民健康保険特定健康診査(特定健康診査)、75歳以上の健康診査、生活習慣病予防健康診査等を実施します。

### 保健指導事業(特定保健指導事業等)

**SDGsの目標: 3**

若年健康診査の結果に基づき、保健指導を行います。また、特定健康診査の結果で、メタボリックシンドローム又はその予備群に該当した人には特定保健指導等を行います。

### がん検診事業 **SDGsの目標: 3**

区民の死因の第1位であるがんを予防するとともに、早期発見・早期治療を図るため、墨田区がん対策推進計画(2019(平成31)年3月策定)に基づき、医療機関等で科学的根拠に基づくがん検診を実施します。また、受診率向上の取り組みに加え、精度管理向上に向けた施策も展開します。

### たばこ対策事業 **SDGsの目標: 3**

受動喫煙や未成年及び妊産婦等の喫煙防止を図るため、屋内における受動喫煙対策の推進、区立小・中学校でのがん教育や母子保健事業等を通して喫煙防止や禁煙の啓発を行い、喫煙リスクに関する正しい認識と理解を深めていきます。

歯科健康診査事業(乳幼児歯科健康診査、成人歯科健康診査等) **SDGsの目標: 3**

ライフステージに応じた口腔の健康の保持・増進、むし歯や歯周病等の早期発見・早期治療を図るため、地区歯科医師会の協力のもと、対象年齢の区民に歯科健診を実施します。

### 健康寿命延伸事業 **SDGsの目標: 3**

区民の自発的な健康づくりや自然に健康になれる環境づくりを推進するため、健康無関心層へのアプローチ方法を検証するとともに、区内企業や民間団体等との協働によるウォーキングの推進や健康的な食環境づくりに取り組めます。

### 食育の推進事業 **SDGsの目標: 2・3・4・17**

SDGsの観点にある「パートナーシップ」を念頭に、新たな食育推進計画に基づき、すみだらしい食育を推進します。推進に当たっては、協働を重視し、民間が主体的に行う取り組みを応援します。

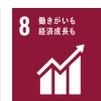
### 自殺対策事業 **SDGsの目標: 3・4**

「墨田区自殺対策計画」に基づき、「生きることの包括的支援」として、行政をはじめ関係機関等の連携・協働により自殺対策を推進しています。事業効果を評価し、ネットワーク会議やゲートキーパー研修、区民への啓発と周知「墨田区自殺防止キャンペーン」、自殺未遂者支援、ウィズコロナの自殺対策等を強化します。

### 区民の健康度評価研究事業 **SDGsの目標: 3・8**

健診・医療・介護データの分析や地域診断に係る調査等から、区民・地域の健康度を見える化し、課題解決に向けた効果的な施策を導き、実践・検証をすることにより、区民の健康度を向上させていきます。

### 本施策に関連するSDGsの目標



## 施策452 包括的な親と子の健康づくりを支援する

令和7年度のすみだ 妊娠・出産から切れ目のない、包括的な親と子の健康づくり支援を受けることで、安心して子どもを産み、親と子が健やかに過ごしています。

### 施策の構成をはかる指標

こんにちは赤ちゃん訪問実施率

2015(平成27)年度		2020(令和2)年度		2025(令和7)年度	
実績値	98.9%	中間目標値	95.0%	現状値	91.7%
(計画策定時88.4%)	※	計画策定時に設定		最終目標値	99.0%

データ出所:所管課データ

※ 本指標は計画策定時から数値の算定方法が変更となったため、実績値には2つのデータを掲載している。

産後、退院してから1か月程度の間、助産師や保健師等から指導・ケアを十分に受けることができた割合

2015(平成27)年度		2020(令和2)年度		2025(令和7)年度	
実績値	80.1%	中間目標値	80.0%	現状値	80.3%
				最終目標値	85.0%

データ出所:所管課データ

### 現状と課題

本区では、2015(平成27)年度から、妊娠期から子育て期にわたるまでの子育て世帯への切れ目のない支援を行うため、ゆりかご・すみだ事業として専門職による妊婦への面接などを実施し、支援を必要とする家庭については、関係機関と連携した支援を行っています。また、2015(平成27)年度から、妊娠届出のあったすべての家庭に対し、新生児訪問指導(こんにちは赤ちゃん)事業を行うとともに、乳児及び養育者に対して発育・発達・栄養・生活環境等の育児指導を行い、育児不安の解消や虐待の未然防止・早期発見に努めています。

国は、母子保健施策と子育て支援施策の一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の

保持増進を包括的に支援する仕組みとして、各自治体に「子育て世代包括支援センター」を置くこととしています。現在区では、複数の関連施設の機能連携により、その役割を位置づけていますが、今後は新保健施設等複合施設に機能を集約し「包括的支援」を強化していく必要があります。

### 施策達成のために区が取り組むこと

妊娠届出時に専門職が面接・アンケートを実施し、妊娠早期から妊婦に必要な母子保健サービスが届くように支援します。また、こんにちは赤ちゃん訪問等を通して、家族等から十分な育児等の援助が受けられず、支援を必要とする家庭を把握した際には、速やかに関係機関と連携し、必

要な支援を行っていきます。さらに、感染症対策に留意した対人サービスを行うとともに、ICTを各事業に活用するなど、安心して生み、育てられる環境づくりに取り組みます。

### 区民、事業者が取り組むこと

区民は、妊娠・出産・子育てについて適切な知識をもち、地域全体で妊娠・出産・育児をサポートします。また、育児等に不安や悩みがある時は、抱え込まずに相談します。

事業者は、ワークライフバランス等への取り組みにより妊娠や育児を支援し、関係機関は、子育て中の保護者の悩みを受け止め、保健・医療・福祉等の知識や技術を活かして、親の子育てや子ども自身の生活を支援します。

### 施策達成のために区が取り組む主な事業

#### 出産準備クラス事業 SDGsの目標：3・5

参加する方が安心して出産の準備を進めていくことができるように、支援します。

#### 出産・子育て応援事業 SDGsの目標：3

子育て世帯へ妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行うため、「ゆりかご・すみだ事業」として専門職による妊婦への面接等を実施します。支援を要する家庭については、支援プランを作成し、関係機関と連携した支援を行います。

#### 産後ケア事業 SDGsの目標：3

産後1年未満（宿泊型においては4か月未満）の母子等を対象に宿泊型や外来型、訪問型の産後ケア等を実施し、母親の身体的回復と心理的な安定を促進します。

#### 新生児訪問指導（こんにちは赤ちゃん訪問事業） SDGsの目標：3・16

産婦及び新生児の健康の保持・増進を図るため、すべての新生児に訪問指導を行います。また、発育・発達・栄養・生活環境等の育児指導を

行い、育児不安の解消や虐待の未然防止・早期発見に努めます。

#### 乳幼児健康診査事業 SDGsの目標：3

各種健康診査を実施し、乳幼児の成長発達の支援や疾病等の早期発見・早期治療を行います。また、保護者や乳幼児に適切な支援を行うとともに、発達段階の情報が将来の支援に生きるよう、関係機関との連携の仕組みづくりを行います。

#### 発達障害対策事業 SDGsの目標：3・4・10

乳幼児期から必要な支援が受けられるよう、児童発達支援センターの運営の充実を図ります。また、発達障害のある人やその家族の相談支援を行うとともに、相談支援体制の充実を図ります。

### 本施策に関連するSDGsの目標



出産準備クラス

## 施策453 保健衛生における安全と安心を確保する

令和7年度のすみだ 健康危機管理体制が充実し、適切な情報の共有が行われることで、感染症や食品、医薬品、飲料水、化学物質、ペット等の動物に起因する健康被害にあうことなく、すべての区民が安全な生活環境で暮らしています。

### 施策の構成をはかる指標

結核のり患率(人口10万人対)

2015(平成27)年度	2020(令和2)年度	2025(令和7)年度
実績値 22.4	中間目標値 20.0	現状値 15.1
		最終目標値 15.0以下

データ出所:東京都調査データ

帰宅時と食事前どちらも手を洗っている割合(対象20歳以上)

2015(平成27)年度	2020(令和2)年度	2025(令和7)年度
実績値 46.3%	中間目標値 80.0%	現状値 48.4%
		(2018(平成30)年度)
		最終目標値 95.0%

データ出所:所管課データ

### 現状と課題

感染症の予防・まん延防止のため、予防接種の着実な推進、感染症に対する知識の普及啓発・相談事業を実施してきました。また、区職員や医療機関の協力・連携により、感染症対応訓練や災害時医療救護活動訓練の実施など、地域連携体制を整備してきました。さらに、食品等事業者の自主管理の推進、食中毒対応、食品表示に関する指導、環境営業施設の衛生水準の維持向上及び医薬品等に起因する事故防止に努め、飲料水をはじめ住宅内で発生するさまざまな健康被害に対する助言指導、ねずみ、衛生害虫、ペット等動物による感染症防止対策等のための普及啓発を行ってきました。

感染症対策の課題としては、新興・再興感染症への対応を引き続き行うとともに、現在、区民の生命と生活を守る上での最重要課題となって

いる新型コロナウイルス感染症対策について、医師会や区内医療機関、関係行政機関等との更なる連携・協力、区民や事業者等への普及啓発、全庁を挙げた感染症対応が一層強く求められています。また、激甚化する災害に対する、医療提供体制の強化や保健医療活動体制の整備が求められています。

食品の分野では、事業者のHACCP(食品の安全性を確保するための衛生管理手法)に沿った衛生管理の推進や区民への普及啓発を行っていく必要があります。また、環境営業施設では衛生水準の維持向上のため監視指導の充実、医薬品等の販売にあっては薬剤師等からの情報提供が求められています。さらに、住宅内で発生する健康被害防止や衛生害虫等の適正防除、ペットの適正管理と動物愛護の普及啓発が課題と

なっています。

### 施策達成のために区が取り組むこと

感染症の発生とまん延防止、その他健康被害の発生防止のため、危機管理体制や医療体制を強化し、区民の安全と安心を確保します。併せて、日頃から感染症等の健康危機に対する情報を提供し、意識啓発を行います。

### 区民、事業者が取り組むこと

区民は、日頃から健康危機に対する意識を持ち、適切な情報把握に努めるとともに、感染症対策を実践します。

関係機関は、日頃から行政と情報を共有し、迅速に連携する体制を整備します。

### 施策達成のために区が取り組む主な事業

#### 予防接種事業

SDGsの目標：3

予防接種法に基づく定期予防接種の個別勧奨や任意予防接種の公費負担を通じて予防接種率の向上を図ります。また新興感染症の流行に伴う臨時接種について、迅速に対応します。

#### 新型インフルエンザ(新型コロナウイルス感染症を含む)対策事業

SDGsの目標：3

新型インフルエンザ等(新型コロナウイルス感染症を含む)の対策について、平時から備えるとともに、探知した際には、国や都、区内医療機関等と緊密な連携、区民への的確な情報提供を行い、発生時には状況に応じた対策を講じる等、感染拡大の防止に努めます。

#### 結核予防事業

SDGsの目標：3

結核の早期発見とまん延防止のため、高齢者等のハイリスク層に対する結核健康診断等の実施・受診勧奨や乳幼児へのBCG接種を行うとともに、結核に対する正しい知識の普及・啓発により区民等の不安の解消に努めます。り患した結核患者には、治癒に向けてDOTS(直接服薬確認療法)として保健師等の訪問による服薬の支援を行い、結核発生時には、患者家族等に定期外検診を実施し、積極的な健康管理を行い、結核のまん延防止に努めます。

#### 肝炎ウイルス検診事業

SDGsの目標：3

肝炎は、感染した状態を放置すると慢性肝炎から肝硬変、肝がんに進行する可能性があるため、B型肝炎ウイルス・C型肝炎ウイルス感染の早期発見を目的として、肝炎ウイルス検診を実施します。

#### 健康危機管理体制の整備

SDGsの目標：3

健康・生命の安全に重大な影響を及ぼす事態(感染症、大規模災害、公害、薬害、テロリズム等)に対し、「健康危機」の発生を未然に防止するとともに、危機が発生した場合には、健康危機管理の拠点として、その規模を把握し、地域の医療関係機関等との協力のもと、被害の拡大防止や医療体制の確保等を行うなど、総合的に対応する体制を整備します。

#### 食品衛生及び環境衛生監視事業

SDGsの目標：3・6

食の安全性の確保の推進、食の安全に関する普及啓発・相談対応の推進、食品による健康被害の防止対策の強化のほか、環境衛生営業施設の利用による健康被害や感染症の発生を防止するための監視指導の強化を図ります。

#### 医薬品等の安全確保事業

SDGsの目標：3

医薬品、医療機器の他、毒劇物等による健康被害の発生防止のための監視指導の強化を図ります。

#### 動物の愛護と適正管理対策事業

SDGsの目標：3・6・17

狂犬病予防事業や、動物の愛護および適正管理に関する各種普及啓発事業を実施するとともに、地域の良好な生活環境の保持及び動物愛護思想の普及を図るため、飼い主のいない猫の繁殖を抑える不妊去勢手術費用の助成をします。

### 本施策に関連するSDGsの目標



## 施策454

# 地域の連携を深め、保健医療体制を確立する

令和7年度のすみだ 地域の医療体制の充実、医療と介護の適切な連携により、さまざまな健康課題に対して切れ目のない支援が行われ、適切な医療と保健・介護サービスが提供されることで、すべての区民が住みなれた地域で安心して暮らしています。

### 施策の構成をはかる指標

かかりつけ医等をもつ区民の割合

2015(平成27)年度		2020(令和2)年度		2025(令和7)年度	
実績値	中間目標値	現状値	最終目標値		
かかりつけ医 :58.7%	かかりつけ医 :70.0%	かかりつけ医 :56.8%	かかりつけ医 :80.0%		
かかりつけ歯科医:64.4%	かかりつけ歯科医:70.0%	かかりつけ歯科医:62.2%	かかりつけ歯科医:80.0%		
かかりつけ薬局 :46.6%	かかりつけ薬局 :50.0%	かかりつけ薬局 :46.7%	かかりつけ薬局 :60.0%		

データ出所:所管課データ

在宅療養を希望する人のうち、実現可能だと思ふ65歳以上の区民の割合

2015(平成27)年度		2020(令和2)年度		2025(令和7)年度	
実績値	中間目標値	現状値	最終目標値		
30.8%	35.0%	31.2%	50.0%		
		(2019(令和元)年度)			

データ出所:所管課データ

### 現状と課題

東京都保健医療計画及び地域医療構想の実現と推進、地域包括ケアシステムの構築に向け、医師会等の地域の医療関係者、介護や福祉関係者等との連携により体制整備を進めてきました。また、あらかじめ家族や大切な人と医療やケアについて話し合い共有する「人生会議」の普及啓発や研修を実施してきました。

保健医療体制の確立に当たっては、引き続き、地域医療構想の実現に向けて地域内の連携を図るとともに、これまでに培った保健・医療・介護・福祉の連携の仕組みを生かしつつ、新しい技術を柔軟に取り入れ、安全に運用できる仕組づくりが必要です。

また、健康づくりや母子保健、災害医療体制の

新たな拠点となる「(仮称)新保健施設等複合施設」の整備については、2017(平成29)年度に策定した「墨田区新保健センター等複合施設整備基本計画」に基づき、区民ニーズや新施設を取り巻く様々な外部環境の変化を踏まえ基本・実施設設計を行い、建設に着手しています。

### 施策達成のために区が取り組むこと

引き続き地域の連携を密にし、ICT等の新しい技術の活用により、区民により良いサービスが届けられるよう、体制を整備していきます。また、「人生会議」が区民にとって当たり前の取り組みになるよう、普及に努めます。保健所・子育て・教育の各機能が統合・集約される「(仮称)新保健

施設等複合施設」は、新しい時代の保健医療福祉の拠点として、関係部署のきめ細やかな連携により、健康づくりを中心とした様々な課題に切れ目なく対応するとともに、災害医療体制や感染症対策の拠点となる施設として整備を進めます。

### 区民、事業者が取り組むこと

区民は、日ごろから保健・医療・福祉・介護に関心をもち、自らの考えを周囲と共有し、医療や介護が必要になったときには、適切な選択ができるようになります。

事業者は、区民が安心して保健医療福祉サービスを受けることができるよう、それぞれに課せられている社会的な責務を最大限に果たします。

### 施策達成のために区が取り組む主な事業

※網掛けが「主要な公共施設等整備事業」

#### 新保健施設等複合施設整備事業

SDGsの目標：3・11

保健サービス全般を充実し、区民の健康づくりや母子保健、感染症や災害医療等の健康危機に対応するための拠点として、また健康や子育て等、複数の部署にわたる課題に迅速・効率的に対応するため、保健所・子育て・教育の関連機能を併せ持つ、区民が利用しやすい総合的な保健施設を整備します。

#### 医療連携推進事業

SDGsの目標：3・17

東京都保健医療計画に基づき、政策的に重要な5疾病や政策的に推進すべき5事業、在宅医療等の医療連携体制を構築し、地域で安心して医療や福祉が受けられる体制を構築します。

#### かかりつけ医等に関する普及啓発事業

SDGsの目標：3

身近で気軽に、病気や療養生活、健康のことについて相談できるかかりつけ医・歯科医・薬剤師を持つことを推進します。

#### 休日応急診療事業

SDGsの目標：3

休日の医療を確保するため、休日応急診療所（内科、小児科）を今後も医師会と連携し設置します。また、休日の歯科診療や整形外科診療については、区内医療機関の当番制により実施します。

#### 在宅医療・介護連携推進事業【再掲：施策433】

SDGsの目標：3

在宅療養を支える多職種間の連携を推進するとともに、住み慣れた場所で自分らしく生活できるように、在宅療養に関する普及啓発を行います。また、人生の最終段階で自らが望む医療・介護について、区民が日頃から話し合えるように、人生会議(ACP)について普及啓発を行います。

#### 在宅高齢者訪問歯科診療事業

SDGsの目標：3

後期高齢者のさらなる増加を踏まえ、高齢期以前から、かかりつけ歯科医を持つことを推進し、口腔の健康維持を促進するとともに、今後も、介護関係者との連携を図り、訪問歯科診療を必要とする区民の在宅医療を支援します。

### 本施策に関連するSDGsの目標



政策460

## 安心して子育てができ、子ども・若者が夢や希望をもてるまちをつくる

令和7年度のすみだ

子育て家庭が安心して子どもを生み、子どもの尊い命を守りながら、生きがいをもって子育てできる環境が整っています。地域全体で子育てし、子どもの未来への可能性を引き出すなかで、子どもたちがすみだに愛着と誇りをもって暮らしています。



### 施策の体系

**政策460** 安心して子育てができ、子ども・若者が夢や希望をもてるまちをつくる

**施策461** 必要な子育て支援サービスを適切に利用できる環境をつくる

- ☆子育て支援総合センター整備事業
- 墨田区公設保育所整備計画の推進
- ☆公立保育園改築・改修事業 ☆私立保育所等整備支援事業
- 地域子育て支援拠点事業 ●子育てひろば事業
- 在宅子育て支援サービスの充実

**施策462** 地域のなかで子どもを健全に育成できる環境をつくる

- 児童館等整備事業
- 放課後児童健全育成事業(学童クラブ運営) ●児童館事業
- ☆旧すみだ健康ハウス改修事業(八広児童館移設事業)
- 民間児童館・学童クラブ活動支援事業

**施策463** 支援が必要な子ども・若者が安心して暮らせるしくみをつくる

- 児童虐待防止推進事業 ●養育支援訪問事業
- 養育家庭制度普及事業 ●児童虐待対応強化事業
- 貧困の連鎖防止事業 ●子どもの未来応援事業
- ☆子育て支援総合センター整備事業

※ ☆は「主要な公共施設等整備事業」

## 政策を取り巻く現状

少子化、核家族化、集合住宅の増加、ライフスタイルの多様化などにより、子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

本区における合計特殊出生率は、2019(令和元)年度時点で1.17と、東京都全体の平均1.15よりは高いものの全国平均の1.36を大幅に下回っており、依然として少子化の傾向には歯止めがかかっていません。一方で、区内の集合住宅建設も続いていることから、今後も、本区の児童数の増加が見込まれるほか、女性の就業率上昇、幼児教育無償化などから、子育て家庭の保育ニーズは今後も上昇傾向が継続することが予想されます。

また、地縁血縁による人のつながりが希薄化しつつあるなかで、保護者が子育てに不安や負担を抱え、周囲の人に相談できないまま孤立する状況も生じており、在宅を含めた子育て支援サービスの充実が求められています。

国は保育の「量」と「質」を充実することにより子育てを社会全体で支えるしくみとして、「子ども・子育て支援新制度」を2015(平成27)年度から導入しました。本区でも、2015(平成27)年3月に「墨田区次世代育成支援行動計画 墨田区子ども・子育て支援事業計画」(2018(平成30)年改定)を、2020(令和2)年2月に「墨田区子ども・子育て支援総合計画」を策定しました。総合計画では「子どもの最善の利益を優先するまちすみだ」を基本理念に、妊娠・出産から切れ目のない子育て支援策を掲げたほか、2024(令和6)年度までの教育・保育施設等の量の見込みとその確保策を定めています。今後も、総合計画に沿って、就学前における質の高い教育・保育や、地域の子ども・子育て支援事業等を、より一層、総合的に推進します。

さらに、厚生労働省と文部科学省が共同して2014(平成26)年7月に「放課後子ども総合プラン」を、2018(平成30)年に「新・放課後子ども総合プラン」を策定したことを受けて、総合計画に基づき、学童クラブ事業をはじめとする児童の放課後の居場所対策を推進します

## 政策実現に向けての課題

安心して子育てができるしくみをつくるためには、保育所・学童クラブ等の整備や在宅を含めた子育て支援サービスの拡充により、すべての子育て家庭が必要なサービスを利用できる体制を整え

ることが重要です。また、子育て支援総合センターでは、児童虐待件数が年々増加する中、2024(令和6)年度の新保健施設等複合施設への移転を見据え、人材育成や施設整備を強化していきます。

本区は2013(平成25)年に「墨田区待機児童解消計画」を策定し、2015(平成27)年からは「墨田区子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育の定員拡大やサービス拡充に重点的に取り組んできました。その結果、2013(平成25)年4月に181人であった保育所入所待機児童数は、2020(令和2)年同月に97人、2021(令和3)年同月に29人まで減少していますが、待機児童解消までには引き続き、取り組みが必要です。併せて、保育の質の維持・向上のほか、将来的な少子化の進展を考慮した対策も求められます。学童クラブについては、毎年施設の整備を進めていますが、利用ニーズも増大しているため、待機児童数は2020(令和2)年同月に246人、2021(令和3)年同月に251人となり、待機児童が解消できない状況が続いています。すべての就学児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行う環境を整えるためには、今後も着実に施設整備を進めていくだけでなく、児童館、学童クラブ及び放課後子ども教室が連携して新・放課後子ども総合プランを推進していくことが重要です。

また、子育ての悩みや不安に関する相談・支援体制を充実させるため、新保健施設等複合施設における心理職等の専門職による相談体制の強化や、区、地域、企業等の多様な主体の協働により、地域社会全体で子育てを支えていくことが求められています。

区は、こうした視点から、現在、「墨田区子ども・子育て支援総合計画」における基本理念である「子どもの最善の利益を優先するまちすみだ」を実現するために、すべての子育て家庭を対象としたさまざまな施策を展開していく必要があります。

## 本政策に関連するSDGsの目標



## 施策461

# 必要な子育て支援サービスを適切に利用できる環境をつくる

令和7年度のすみだ すべての子育て家庭が必要な子育て支援サービスを安心して利用し、孤立することなく、笑顔で楽しく子育てしています。

### 施策の構成をはかる指標

「子育て支援サービスが充実している」と思う保護者の割合

2015(平成27)年度	2020(令和2)年度	2025(令和7)年度
実績値 52.6% (2016(平成28)年度)	中間目標値 —	現状値 55.7% (2018(平成30)年度)
		最終目標値 66.0%

データ出所:所管課データ

0歳児から5歳児までの保育定員の整備率

2015(平成27)年度	2020(令和2)年度	2025(令和7)年度
実績値 49.0%	中間目標値 53.0%	現状値 60.2%
		最終目標値 60.0%

データ出所:所管課データ

### 現状と課題

少子化や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、児童虐待の多発化など、子どもを取り巻く課題の複雑・多様化に加え、昨年からの新型コロナウイルス感染症まん延に伴う生活環境の変化等により、地域や周囲からの支援や協力を得にくく、子育てに不安や孤独感を抱く家庭が増えてきています。このような課題解決のため、児童館やコミュニティ会館、民間事業者における地域子育て支援拠点事業により、区内の子育て相談環境を充実させ、孤立の防止や育児不安の解消を図ってきました。今後もコロナ禍において、人と人との繋がりが制限される中で、地域・事業者・区がともに知恵を出し合いながら、子育て家庭同士の交流を促進する取り組みの推進が重要となります。

また、待機児童解消に向け、引き続き保育所や学童クラブの整備も進めていきますが、将来的に就学前児童数が減少に転じることが予測されるため、公設保育所の定員適正化・適正配置など、先を見据えた保育の受け皿整備策が求められています。

### 施策達成のために区が取り組むこと

2020(令和2)年2月に策定した墨田区子ども・子育て支援総合計画に基づき、幼児期における質の高い教育・保育、地域の子ども・子育て支援事業等を総合的に推進することで、いかなる状況下においても、すべての子育て家庭に対し、必要とされる支援を確実に届け、育児不安や負担を

軽減・解消するとともに、安心して楽しく子育てで  
きる環境を整備します。

### 区民、事業者が取り組むこと

区民は、地域の子どもたちを見守るとともに、地  
域の子どもの子育て・子育てを応援します。また、  
子育てサポーターやボランティアなど、子育て・子  
育ての活動に積極的に参加します。

事業者は、地域の実情に応じ、関係機関や子  
育て支援活動団体等と連携しながら、子どもの子  
育て・子育てを支援します。

### 施策達成のために区が取り組む主な事業

※網掛けが「主要な公共施設等整備事業」

#### 子育て支援総合センター整備事業【再掲・施策 463】

SDGsの目標：3・11

2024(令和6)年度に新保健施設等複合施設  
に移転し、母子保健、福祉、教育等関係機関との  
連携を強化することにより、妊娠・出産・子育ての  
切れ目ない支援を一貫して行い、在宅子育て支  
援や児童相談体制の充実を図ります。

#### 墨田区公設保育所整備計画の推進

SDGsの目標：3・4・11・17

公設保育所への民間活力の導入や保育需要  
に合わせた適正配置の方向性を定め、中・長期  
的、経営的な視点をもって施設の維持管理や運  
営に取り組んでいきます。

#### 公立保育園改築・改修事業

SDGsの目標：4

東京都が実施する東あずま保育園の耐震改  
修工事が終了した後、東あずま保育園の修繕工  
事を実施します。

また、2022(令和4)年度中に大規模修繕を行  
う横川橋保育園の円滑な修繕工事を行います。

#### 私立保育所等整備支援事業

SDGsの目標：3

保護者の働き方も踏まえて、すべての児童が  
最適な保育サービスを受けられるようにするた  
め、認可保育所等を整備する保育事業者を支援

するとともに、今ある保育施設の定員適正化を行  
います。

#### 地域子育て支援拠点事業

SDGsの目標：3・11

子ども及びその保護者が相互に交流できる身  
近な場所で、さまざまな相談、情報の提供、助言  
等ができる環境を整備します。

#### 子育てひろば事業

SDGsの目標：3・11

地域子育て支援拠点として関係機関との連携  
を図りながら、すべての子育て家庭が地域で安  
心して子育てができるよう事業を推進していきま  
す。また、児童館における地域子育て支援拠点と  
してのひろば機能の拡充を図るとともに、社会福  
祉法人等が自主的に整備する事業を支援するな  
ど子育てひろば事業を官民連携で推進していき  
ます。

#### 在宅子育て支援サービスの充実

SDGsの目標：3・11

子育て支援総合センターの新保健施設等複  
合施設への移転ををふまえ、在宅子育てサービ  
スの充実に向け取り組んでいきます。

#### 本施策に関連するSDGsの目標



施策462

# 地域のなかで子どもを健全に育成できる環境をつくる

令和7年度のすみだ 未来を担う大切な子ども・若者が、開かれた地域のなかでさまざまな人とつながり、人に対する思いやりの心を育みながら、輝く笑顔にあふれ健全に成長しています。

### 施策の構成をはかる指標

「地域のなかで子どもたちが健やかに成長している」と思う区民の割合

2015(平成27)年度	2020(令和2)年度	2025(令和7)年度
実績値 67.8%	中間目標値 70.0%	現状値 75.1%
		最終目標値 78.0%

データ出所:区民アンケート調査

学童クラブの待機児童数

2015(平成27)年度	2020(令和2)年度	2025(令和7)年度
実績値 115人	中間目標値 0人	現状値 246人
		最終目標値 0人

データ出所:所管課データ

### 現状と課題

少子化や核家族化の進行、都市化の進展、女性の社会進出の拡大など、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化するなか、放課後、家庭に保護者がいない子どもが増えています。そのため、児童の放課後の生活の場としての学童クラブの整備・充実を図ってきました。

一方、国は、こうした社会環境の変化のなか、子どもの安全・安心な居場所づくり、また、次代を担う子どもの成長のために、すべての児童が多様な体験・活動を行うことができるよう、2014(平成26)年7月に「放課後子ども総合プラン」を、2018(平成30)年に「新・放課後子ども総合プラン」を策定しました。これを受け、本区においても、2015(平成27)年に「墨田区次世代育成支援行動計

画」に基づき、学童クラブの定員拡大と併せて「新・放課後子ども総合プラン」の推進を図っています。

子どもたちが地域を担う一員として、豊かな人間性、社会性をもった大人に成長するよう、地域全体で子どもの育ちを見守り、支えていくしくみをつくることが求められています。

そのため、区民ニーズや保護者の就労形態の変化等を的確に把握するとともに、地域、関係団体等とも連携を図り、各地域の放課後児童に関する実情に対応した放課後児童対策事業の展開を図る必要があります。また、子どもたちが、さまざまな人たちと交流し、人としての豊かな育ちができるよう、参加できる地域のイベントを開催するなど、

育ちの場と機会を創出することが重要です。

### 施策達成のために区が取り組むこと

児童館の機能強化、学童クラブの量的拡充・質の向上等により、地域のなかで、子どもたちへ遊びの場の提供、自主性や社会性、人間性を身につけられる、安全で安心な放課後の居場所の充実を図ります。

### 区民、事業者が取り組むこと

地域組織や地域の人々、さまざまな事業者は、児童館等と連携・協働して、多様な自然体験・社会体験活動、交流活動ができる場・機会づくりに努めます。

### 施策達成のために区が取り組む主な事業

※網掛けが「主要な公共施設等整備事業」

#### 児童館等整備事業 SDGsの目標：3・4

老朽化が進む児童館の大規模修繕を計画的に実施するとともに、地域の社会資源との連携を強化しながら、0～18歳の児童、乳幼児親子の居場所としての機能を高めていきます。

#### 放課後児童健全育成事業(学童クラブ運営)

SDGsの目標：3

公設学童クラブの新規整備とあわせて、民間学童クラブの活動支援も進めます。また、新・放課後子ども総合プランに基づき、引き続き、学童クラブと放課後子ども教室との一体型または連携型による充実を図り、児童の成長に合わせた最適な居場所の確保を進めます。

#### 児童館事業 SDGsの目標：3・4

大規模修繕等に合わせて施設機能向上を図るとともに、周辺社会資源との連携を強化することで、事業の更なる充実を図ります。

#### 旧すみだ健康ハウス改修事業(八広児童館移設事業) SDGsの目標：3・4

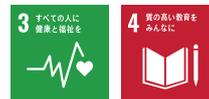
八広児童館については老朽化が進んでいるため、旧すみだ健康ハウスを学童クラブを含む児童館に用途変更する改修工事を行い、移設します。また、児童館内に多世代が交流できる場所を確保します。

#### 民間児童館・学童クラブ活動支援事業

SDGsの目標：3・4

乳幼児や児童の健全育成に寄与する民間児童館・学童クラブの支援を継続します。また、放課後対策の全体像を整理し、官民協働によって就学児童の放課後の安全・安心な居場所を拡充します。

### 本施策に関連するSDGsの目標



学童クラブでの育成の様子

施策463

## 支援が必要な子ども・若者が安心して暮らせるしくみをつくる

令和7年度のすみだ 虐待の発生を予防するための支援の強化、関係機関による支援体制の確立など、まち全体での虐待防止の環境が整っています。また、困難を抱えた子どもと家庭への支援体制が充実することで、次代を担う子ども・若者たちが、安心して健やかに成長しています。

### 施策の構成をはかる指標

「児童虐待を疑ったときの通報先を知っている」区民の割合

2015(平成27)年度	2020(令和2)年度	2025(令和7)年度
実績値 26.7%	中間目標値 37.0%	現状値 25.3%
		最終目標値 50.0%

データ出所:区民アンケート調査

「子どもに必要な支援が行き届いている」と思う区民の割合

2015(平成27)年度	2020(令和2)年度	2025(令和7)年度
実績値 45.5%	中間目標値 50.0%	現状値 58.6%
		最終目標値 60.0%

データ出所:区民アンケート調査

### 現状と課題

2006(平成18)年に「墨田区要保護児童対策地域協議会」を設置し、翌年に子育て支援総合センターに事務局を置き、子育て家庭とつながりをもつ地域の関係機関とのネットワークを構築する取り組みにより、虐待を受けている子どもを早期に発見し適切な支援につなげています。しかし、全国的に児童虐待の増加、死亡事例が相次ぎ、児童虐待対応の強化に向けた2019(令和元)年の児童福祉法改正では、児童の権利擁護(体罰禁止の法定化等)、児童相談所の体制強化、関係機関間のさらなる連携強化を講じることが明文化され、都においては「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」が2019(平成31)年4月に施行されました。区でも2019(令和元)年度の503件から2020(令和2)年度の734件と児童虐待通告件数が増加する中でその対応を行うほか、不登校、非行等の問題を抱える子どもとその家族、要支援児童及び出

産前からの支援が必要な特定妊婦等への支援についても、地域全体で取り組むしくみづくりを進めています。また、生活に困窮している家庭にあっても、子どもたちが夢や希望を育むことができるよう、生活困窮世帯等の小・中学生、高校生に対して、学習・生活支援を行うことで、貧困の連鎖防止に取り組んでいます。

要保護児童の早期発見、事態の深刻化防止及び早期の解決を図る取り組みの体制を整備するため、墨田区要保護児童対策地域協議会のさらなる機能強化が必要です。また、問題を抱える子どもとその家庭を地域で支援していくためには、NPOやボランティア団体等の活動を促進するための支援を充実し、連携・協働を進めることが重要です。

児童相談体制のあり方については、新保健施設等複合施設開設時にあわせて「都区共同サテライトオフィス」を設置し、区内完結型の児童相談体制

を構築します。一時保護所の設置を含む区児童相談所開設に向けての検討は、社会情勢や他区の整備状況等を勘案し、区民にとって最も適切な児童相談体制のあり方をあらためて検証します。

### 施策達成のために区が取り組むこと

児童虐待の未然防止を推進するため、支援が必要な家庭を早期に把握し、支援のコーディネートを行う仕組みづくりをすすめ、虐待をはじめ、不登校、非行等により保護を必要とする子どもを早期に発見し、問題解決に取り組むほか、養育支援を必要とする家庭に対し、必要なサービスを提供します。また、学習の機会と場の提供による進学支援を行うことで、貧困の連鎖を防止します。

### 区民、事業者が取り組むこと

区民・事業者は、虐待や不登校、非行といった問題を抱える子どもとその家族を支援していくために、要保護児童対策地域協議会の関係機関間の連携をより強化し、積極的に連携・協働を進めます。また、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、通告義務に従い児童相談所、子育て支援総合センター及び警察へ通告するほか、地域での見守りを行います。

### 施策達成のために区が取り組む主な事業 ※網掛けが「主要な公共施設等整備事業」

#### 児童虐待防止推進事業 SDGsの目標：3・16

児童虐待件数が年々増加する中、2024(令和6)年度の新保健施設等複合施設への移転を見据え、これまでの対症療法的な対応だけでなく、発生予防・早期対応に向けた取り組みの強化が必要なことから、妊娠期から子育て期の家庭に対する予防的支援により妊娠期からの関与を強化するとともに、都児童相談所職員が定期的に業務を行う「都区共同サテライトオフィス」による区内完結型の児童相談体制を強化し、児童虐待の未然防止を図ります。

また、民生委員・児童委員、その他関係機関から構成する「墨田区要保護児童対策地域協議会」の機能を強化し、地域の関係機関を巡回・支援するチームを設置し、課題や不安を抱える家庭の情報を収集して早期に必要な支援につなげる取り組みを行い、要保護児童、要支援児童及び特定妊婦への適切な支援と、支援が必要な家庭

の早期把握や啓発活動を行います。

#### 養育支援訪問事業 SDGsの目標：3

子育てに不安や孤立感を抱える家庭やさまざまな要因で養育支援が必要な家庭に対し、専門員が訪問し、相談・助言等を行います。また、子育て家庭が抱える諸問題の解決及び軽減のため、状況に応じて子育てサポーターを派遣し、育児・家事支援も行います。

#### 養育家庭制度普及事業 SDGsの目標：1・3・4

養育家庭制度の普及・啓発を進めて、全中学校区に1組以上の養育家庭を登録します。

#### 児童虐待対応強化事業 SDGsの目標：3・16

児童虐待対応の充実、迅速化を図るため、相談体制のさらなる充実に向けて、新保健施設等複合施設への移転も見据えた心理職等の専門職による相談体制の強化や職員の資質・能力向上に努めます。また、不適切な育児状態にある家庭や虐待のおそれがある場合に、保護者に代わり一時的に養育する事業を充実させます。

#### 貧困の連鎖防止事業 SDGsの目標：1・3・4

生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもたちに学習の機会と場の提供を行うほか、親子の進学意識を高めるなど親と子に対する支援を行い、貧困の連鎖の防止に取り組みます。

#### 子どもの未来応援事業 SDGsの目標：1・3・4

子どもの未来応援取組方針に基づき、各所管事業の中で子どもの貧困対策を検討し、事業を計画的に進めます。

#### 子育て支援総合センター整備事業【再掲：施策461】 SDGsの目標：3・11

2024(令和6)年度に新保健施設等複合施設に移転し、母子保健、福祉、教育等関係機関との連携を強化することにより、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を一貫して行い、在宅子育て支援や児童相談体制の充実を図ります。

### 本施策に関連するSDGsの目標



政策470

## 子どもたちに知・徳・体のバランスのとれた教育を行う

令和7年度のすみだ



子どもたち一人ひとりが、生きるための確かな学力・体力を身につけるとともに、豊かな人間性や社会性を育むことができる環境のなかで、夢と希望のもてるいきいきとした生活を送っています。



### 施策の体系

#### 政策470 子どもたちに知・徳・体のバランスのとれた教育を行う

##### 施策471 意欲をもって学び、協働的に課題解決できる確かな学力を育む

- ☆教育センター整備事業 ●教職員研修事業
- 授業改善プラン推進事業 ●学力向上「新すみだプラン」推進事業
- 幼保小中一貫教育推進事業(連携)
- 児童・生徒のリテラシー育成に関する連携事業

##### 施策472 子どもの個性を活かし、健やかな心とからだを育てる

- 学校保健事業 ●学校給食事業 ●教育相談推進事業
- 体力向上推進事業 ●特別支援教育推進事業
- 移動教室等支援事業

##### 施策473 地域に開かれた魅力ある学校環境をつくる

- ☆学校校舎屋内運動場等改築・改修事業 ●学校施設維持管理事業
- 学校施設への環境配慮型設備等の導入 ●学校ICT化推進事業
- 学校運営連絡協議会運営事業

##### 施策474 家庭の教育力向上と、地域で子どもを育てるしくみをつくる

- 放課後子ども教室推進事業 ●家庭と地域の教育力充実事業
- 学校支援ネットワーク事業
- 青少年委員・青少年育成委員会活動支援事業 ●PTA活動支援事業
- 少年団体育成事業
- 子供の力を育むプレーパークの充実に向けた研究

※ ☆は「主要な公共施設等整備事業」

## 政策を取り巻く現状

子どもを取り巻く環境としては、少子高齢社会に伴う核家族化や地域コミュニティの希薄化が進み、いじめ、児童虐待、貧困などが大きな社会問題となっており、学校、家庭、地域の連携による解決が求められています。

本区では、2015(平成27)年10月1日に教育委員長と教育長を一本化した新教育長の体制に移行し、総合教育会議での協議を経て、2016(平成28)年6月にすみだの教育等に関する総合的な施策について根本的な方針となる「墨田区教育施策大綱」を策定し、2022(令和4)年には、社会の変化や教育を取り巻く現状を踏まえ、改定をしました。現在、この教育施策大綱等を踏まえ策定した「すみだ教育指針」に基づき、学力の向上を図るとともに、学校、家庭、地域との連携や、福祉との連携等さまざまな施策を計画的に推進しています。特に、学力向上については、本区の重要な課題であることから、「墨田区学力向上新3か年計画(第2次)」に基づき、着実な推進を図っています。

また、千葉大学とリテラシー育成等に関する連携を図るとともに、情報経営イノベーション専門職大学とは、プログラミング教育に関する教員研修会等を通して連携を図っています。

さらに、新型コロナウイルス感染症に対応するため、学校教育等において、子どもたちの学びの保障等の取り組みを進めています。

## 政策実現に向けての課題

子どもたちが生きるための確かな学力・体力を身につけるためには、学校における教育だけではなく、地域での遊びや家庭での規律ある生活習慣なども大切です。

また、豊かな人間性や社会性を育むためには、子どもが自己肯定感をもち、非認知的能力の育成を図る必要があります。そのためには、相手の個性や気持ちを理解し尊重できるよ

う、学校での集団生活、地域との交流及び家庭での生活指導などで、学校、地域、家庭がそれぞれの立場で連携しながら教育に取り組んでいくことが重要です。

さらには、国際観光都市としての本区の魅力を「おもてなし」を通じて世界に発信するとともに、今後、急速に進展するグローバル化に対応していくためには、郷土に誇りを持ち、異文化とも敬意をもって積極的に交流できる国際感覚のある人材を育成する必要があります。

一方で、学校施設における教育環境の整備については、「墨田区学校施設長寿命化計画」に基づく計画的な改築・改修を進めていくほか、地域再開発に伴う児童・生徒増、小学校の35人学級編成による普通教室の整備に必要な対応に努めていきます。

また、ICT(情報通信技術)化についても、教員の活用能力の向上による授業改善や、新型コロナウイルス感染症対策によるオンライン授業等への対応が必要不可欠です。さらには、教育委員会として、子どもや保護者等からの相談への対応、福祉・保健との連携、教員等の人材育成などの機能強化を図るための拠点として、教育センターの整備が必要となっています。

## 本政策に関連するSDGsの目標



施策471

## 意欲をもって学び、協働的に課題解決できる確かな学力を育む

令和7年度のすみだ 学校・地域・家庭が連携・協力して、児童・生徒みずからが意欲的に学習できるよう、適切な学習指導、放課後等の学習環境・家庭環境が整備され、子どもたちは確かな学力を身につけています。

### 施策の構成をはかる指標

学習状況調査で「いつも、こつこつ学習している」と回答している小学校6年生及び中学校3年生の割合

2015(平成27)年度		2020(令和2)年度		2025(令和7)年度	
実績値	中間目標値	現状値	最終目標値	実績値	最終目標値
(小6)61.5%	(小6)65.0%	(小6)66.9%	(小6)70.0%	(中3)48.8%	(中3)60.0%

データ出所:所管課データ

学習状況調査で各教科の結果が「D又はE」(学力低位層)の小学校6年生及び中学校3年生の割合

平成 27年度		令和2年度				令和7年度	
実績値		中間目標値		現状値		最終目標値	
小6	中3	小6	中3	小6	中3	小6	中3
国語33.3%	国語35.1%	国語28.0%	国語28.0%	国語21.2%	国語30.6%	国語25.0%	国語25.0%
社会48.4%	社会54.4%	社会33.0%	社会40.0%	社会29.5%	社会42.3%	社会30.0%	社会35.0%
算数39.4%	数学39.8%	算数28.0%	数学34.0%	算数31.6%	数学36.5%	算数25.0%	数学30.0%
理科37.5%	理科52.9%	理科33.0%	理科43.0%	理科28.6%	理科46.1%	理科30.0%	理科35.0%
	英語38.6%		英語34.0%		英語32.2%	英語30.0%	英語30.0%

データ出所:所管課データ

### 現状と課題

教育委員会では、「すみだ教育指針」「墨田区学力向上新3か年計画(第2次)」に基づき、子どもたちの「確かな学力」を育む取り組みを進めています。

区独自に実施している墨田区学習状況調査や全国学力・学習状況調査の結果から、近年、墨田区の子どもの学力は大きな伸びを見せています。今後は、学力上位層への手立てをさらに強化していくことも必要です。

子どもたちが、これからの予測困難な新しい時代に向かい、自分の人生を切り開いていくために、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「学びに

向かう力、人間性」を育成していくことが重要です。

そのためには、学習指導要領に基づき、「主体的・対話的で深い学び」の視点で授業を改善し、「カリキュラム・マネジメント」を確立して、学習の効果を高めていくことが求められています。

児童・生徒の協働的に課題解決できる確かな学力を育むために、教育委員会では、教員の育成とともに、児童・生徒の学習環境の整備を推進していきます。

## 施策達成のために区が取り組むこと

「墨田区学力向上新3か年計画」等に基づき、児童・生徒の確かな学力向上のため、学習環境の整備及び教員の資質・能力向上を図ります。あわせて、児童・生徒の学習に関する関心・意欲を高め、一人ひとりの児童・生徒に応じた教育を組織的に推進することにより、学校教育力の向上を実現します。

また、学習指導要領に基づいた教育内容の着実な実施を通して、SDGsの目標達成を目指して、持続可能な社会を担う児童・生徒の育成を図ります。

## 区民、事業者が取り組むこと

区民は、学校と連携し、ともに支えあいながら児童・生徒の確かな学力を向上させていきます。

事業者は、キャリア教育や体験活動などの機会を通じて、それぞれが有する教育力、教育資源を積極的に提供し、児童・生徒の確かな学力の向上に向けた支援を行います。

## 施策達成のために区が取り組む主な事業

※網掛けが「主要な公共施設等整備事業」

### 教育センター整備事業 SDGsの目標：4

教員の人材育成、教育に関する調査・研究及び相談・支援機能の一元化などを通じて、すみだの教育力の向上を目指す教育センターを整備します。

### 教職員研修事業 SDGsの目標：4

教員の指導力をはじめとする資質・能力向上を図るため、「若手教員育成研修」「教育指導力向上研修」「各学校における研修」を定期的を実施します。

### 授業改善プラン推進事業 SDGsの目標：4

区学習状況調査の結果を踏まえ学校・学級ごとに授業改善計画を策定し、常に授業改善を図るため、PDCAサイクルを実施します。

## 学力向上「新すみだプラン」推進事業

SDGsの目標：4

児童・生徒の学力向上を図るため、「学校の教育力の向上」「家庭の教育力の向上」「地域の教育力の向上」の3つを柱に、学力向上に関する各施策を展開します。

## 幼保小中一貫教育推進事業(連携)

SDGsの目標：4

「すみだ教育指針」、「すみだ幼保小中一貫教育推進計画」等に基づき、幼児期から義務教育終了までの11年間を通じた連続性のある教育を推進します。

## 児童・生徒のリテラシー育成に関する連携事業

SDGsの目標：4

千葉大学と連携し、PISA(学習到達度調査)等を通じて測ろうとしている読解リテラシー、数学的リテラシー及び科学的リテラシー育成のために必要な教材の作成や授業開発等を行います。

## 本施策に関連するSDGsの目標



小学校の授業風景

## 施策472

# 子どもの個性を活かし、健やかな心とからだを育てる

令和7年度のすみだ 一人ひとりの子どもが、自分の個性をいかに発揮し、心身ともに健全な状態で生活を送っています。

### 施策の構成をはかる指標

学習状況調査で「学校に行くのが楽しい」と回答している小学校6年生及び中学校3年生の割合

2015(平成27)年度	2020(令和2)年度		2025(令和7)年度
実績値	中間目標値	現状値	最終目標値
(小6)79.3%	(小6)82.0%	(小6)80.2%	(小6)85.0%
(中3)73.7%	(中3)75.0%	(中3)77.7%	(中3)78.0%

データ出所:所管課データ

新体力テストの結果(合計点)

2015(平成27)年度	2020(令和2)年度		2025(令和7)年度
実績値	中間目標値	現状値	最終目標値
小5児童男子54.9	小5児童男子56.2	小5児童男子54.5	小5児童男子56.5
小5児童女子56.5	小5児童女子56.3	小5児童女子56.0	小5児童女子57.0
中2生徒男子41.7	中2生徒男子41.6	中2生徒男子40.6	中2生徒男子42.0
中2生徒女子49.2	中2生徒女子48.7	中2生徒女子47.3	中2生徒女子49.0

データ出所:所管課データ

### 現状と課題

子どもには、知・徳・体のバランスのとれた発達が必要ですが、近年、子どもを取り巻く社会環境や家庭環境は急激に変化し、子どもの成長に影響を与えています。これまで、各種健康診断による健康管理、学校生活環境の改善、移動教室の実施、食育の充実、学校給食のアレルギー対応、体力向上等の取り組み、また、児童・生徒の不登校や問題行動に対応するための教育相談や学校への復帰支援を行っています。

児童・生徒が心身ともに健全な学校生活を送るためには、定期的な健康診断、感染症やアレルギー

ーなど、健康危機管理の取り組みや体力向上への支援が引き続き求められています。また、特別な支援を要する幼児・児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた対応も課題であるとともに、いじめや不登校の要因には、友人関係だけでなく、集団不適応など心の健康や子どもの貧困の問題もあります。

こうした問題を解決していくために、学校教育において、子どもたちの健全育成の取り組みや生活習慣の改善、自然とふれあう体験学習の充実、学校での文化・スポーツ活動の取り組みを強化していくことが必要となっています。

## 施策達成のために区が取り組むこと

区立学校では、学習指導、生活指導、保健事業・給食事業などを通じて、児童・生徒の心と体の健全育成を進めます。

## 区民、事業者が取り組むこと

区民は、学校外での文化・スポーツ活動、ボランティア活動などを通じて、児童・生徒に対して、さまざまな人間関係のなかでの自主性や協力の精神を育みます。

事業者は、子どもたちが参加する野外体験学習などの場の提供や、地域が行う社会活動や文化・スポーツ活動の支援等を行います。

## 施策達成のために区が取り組む主な事業

### 学校保健事業 SDGsの目標：3・4

健康診断や感染症予防などにより心と体の管理を適切に行うことで、児童・生徒の健康増進を図るとともに、教育活動が安全な環境において実施されるようにします。

### 学校給食事業 SDGsの目標：4

食文化やマナーについて学ぶなど、学校給食における食育の充実を目指すとともに、アレルギー対応や衛生管理の徹底を図ることで、安全・安心でおいしい給食を提供します。また、学校給食費の公会計化の実施について検討していきます。

### 教育相談推進事業 SDGsの目標：4

児童・生徒の多様化する健全育成上の課題に対応するため、福祉、保健等関係部門と連携して課題解決を図ります。特に、近年増加傾向にある不登校については、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、SNSなどによる相談事業を実施するとともに、墨田区の公的な不登校支援機関であるサポート学級・ステップ学級、中学校内に設置されているスモールステップルームのほか、児童館やフリースクール等との連携を行い、学校復帰、社会的自立を目指していきます。

## 体力向上推進事業 SDGsの目標：4

体力向上の取り組みを支援し、児童・生徒がスポーツを通じて、たくましくしなやかに心身の調和的な発達を遂げるよう育成します。

## 特別支援教育推進事業 SDGsの目標：4・10

特別な支援が必要な幼児・児童・生徒に対する指導力を高めるために、各職層におけるさまざまな研修等を実施するとともに、子どもたちの特性に適応した支援に努めます。

## 移動教室等支援事業 SDGsの目標：4・10

自然体験や地理、風土の学習を行い、集団における役割行動、仲間を思いやる心を育むために、各学校の移動教室や野外体験活動を支援します。

## 本施策に関連するSDGsの目標



学校給食の様子



体力向上の取り組み

施策473

# 地域に開かれた魅力ある学校環境をつくる

令和7年度のすみだ 区立学校が、子どもたちにとって安全・安心で、いきいきと学ぶことができる集団生活の場であるとともに、地域住民にとってもさまざまな交流の拠点となっています。

## 施策の構成をはかる指標

「区立小中学校が地域と十分に連携している」と評価する区民の割合

2015(平成27)年度	2020(令和2)年度	2025(令和7)年度
実績値 44.4%	中間目標値 50.0%	現状値 55.0%
		最終目標値 60.0%

データ出所:区民アンケート調査

授業中にICT(情報通信技術)を活用して指導することができる教員の割合

2015(平成27)年度	2020(令和2)年度	2025(令和7)年度
実績値 76.4%	中間目標値 90.0%	現状値 89.3%
		最終目標値 95.0%

データ出所:所管課データ

## 現状と課題

学校の適正配置等については、年少人口の増加傾向が見込まれることから、「新たな墨田区立学校適正配置等実施計画」(2008(平成20)年度~2017(平成29)年度)を、2013(平成25)年度に見直し、一部の学校統廃合及び通学区域の変更を見送りました。

また、地域再開発による人口増に伴う児童・生徒増、小学校の35人学級編成、特別支援教育の拡充、新・放課後子ども総合プランへの対応等により、地域によっては普通教室が不足するおそれのある学校が見込まれるため、その対策として、早い段階での教室整備や特別教室等の多目的利用などが課題となっています。

学校施設については、「墨田区学校施設長寿命

化計画」に基づき、学校施設に求められる機能・性能を確保するとともに、長寿命化を図り、長期的な維持管理に掛かるトータルコストの縮減及び改修コストの平準化を図る必要があります。

さらに、教育活動においては、ICT化の推進による授業改善が求められるとともに、国の「GIGAスクール構想」に基づいて、ICTの活用を着実に推進する必要があります。

学校と地域との連携については、学校運営連絡協議会等を通じて、学校経営にかかる情報共有や意見交換を行ってきたほか、地域のコミュニティ活動や地域と学校との交流活動に、学校施設を開放してきました。引き続き、学校経営に係る地域の一層の参画を促すとともに、地域で安全・安心に利用できる学

校施設開放の実現を目指していく必要があります。

### 施策達成のために区が取り組むこと

児童・生徒が、安全に、かつ安心していきいきと学ぶことができるよう、学校の施設整備・管理運営などを適正に行うことにより、良好な教育環境をつくります。

また、国の「GIGAスクール構想」に基づいて、学校のICT化の一層の推進を図ることにより、子どもたちが積極的に学習に取り組めるICTの教育環境を整備するとともに、教員のICT活用能力の向上と、SDGsの取り組みやSTEAM教育などの新たな課題にも対応できるよう授業方法の更なる改善を推進していきます。さらに、休校や様々な理由で登校できない児童・生徒に対しても、ICTを活用した子どもたちの学びを最大限に保障できる体制を構築していきます。

### 区民、事業者が取り組むこと

区民は、学校運営連絡協議会等を通じて学校運営に参加・協力するほか、地域における子どもの教育や見守りに貢献するとともに、学校を拠点とした多様な交流活動に積極的に参加します。

事業者も地域の一員として、子どもの見守りや交流活動に参加します。

### 施策達成のために区が取り組む主な事業

※網掛けが「主要な公共施設等整備事業」

#### 学校校舎屋内運動場等改築・改修事業

SDGsの目標：4

曳舟小学校のプール棟を、東京都の都市計画事業による道路拡幅(放射第32号線)に協力して改築するとともに、地域再開発による児童数の増加、小学校の35人学級編成に対応した既存校舎の改修を実施します。また、近年の児童・生徒数増加に伴い、早期に対応が必要な施設についても、個別に検討し、原則、一部改修又は増築工事を実施していきます。

#### 学校施設維持管理事業

SDGsの目標：4

教育のための機能や、大規模災害時における防災拠点としての機能を確保するため、学校(園)の施設及び設備の適正な維持管理を行います。

#### 学校施設への環境配慮型設備等の導入

SDGsの目標：4

施設の改築に併せて、太陽光発電、校内緑化、雨水利用等の環境配慮型施設を導入して、SDGsの達成に向けた地球環境への配慮、環境負荷の低減を図るとともに、環境教育の場となるエコスクールを目指します。

#### 学校ICT化推進事業

SDGsの目標：4・17

「いつでも」、「だれでも」、「どこでも」ICT機器を活用できる環境を整備するとともに、教員の活用能力の向上及び授業方法の改善を推進します。また、大学機関や民間企業との連携により、教育の質の向上を図ります。

#### 学校運営連絡協議会運営事業

SDGsの目標：4・17

学校のさまざまな課題の解決に取り組むため、学校(園)の公開や学校運営連絡協議会を通して保護者及び地域住民が学校(園)の運営に係る情報を共有して連携・協力するとともに、一層の協働体制の充実を図るため、コミュニティ・スクール導入に向けた検討を進めます。

### 本施策に関連するSDGsの目標



## 施策474

# 家庭の教育力向上と、地域で子どもを育てるしくみをつくる

令和7年度のすみだ 学校・家庭・地域が連携し、地域全体で子どもと家庭を見守り、育てています。子どもたちは、家庭教育<sup>\*</sup>や地域の人々との交流、さまざまな体験活動を通して、豊かな人間性や社会性を身につけています。

### 施策の構成をはかる指標

「地域での子どもの健全育成活動に参加している」区民の割合

2015(平成27)年度	2020(令和2)年度	2025(令和7)年度
実績値 16.5%	中間目標値 18.0%	現状値 9.2%
		最終目標値 20.0%

データ出所:区民アンケート調査

「早寝早起きなど、規則正しく生活するよう日頃から気を付けている」区民(保護者)の割合

2015(平成27)年度	2020(令和2)年度	2025(令和7)年度
実績値 —	中間目標値 —	現状値 54.3%
		(2021(令和3)年度)
		最終目標値 60.0%

データ区民アンケート調査

### 現状と課題

本区では、次代を担う「ひとづくり」を最重要課題のひとつとし、子どもたちに「生きる力」を身につけさせるための施策として、学校や家庭での教育に関する学習支援を行うほか、地域で子どもたちの健全育成・非行防止活動に取り組む各種団体の支援を行い、家庭や地域の教育力の向上に努めてきました。

子どもたちを取り巻く環境は、インターネットの普及等による情報化や少子高齢化社会における家族・地域の人間関係の希薄化等により、常に変化していることから、社会情勢に応じた健全育成事業を、学校・家庭・地域で実施していくことが必要です。また、健全育成事業に携わる地域人材の確保と育成が重要な課題となっています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大により、多くの事業が縮小・中止を余儀なくされていることから、コロナ禍における各事業の継続的なあり方を検討する必要があります。

※ 「家庭教育」とは、家族のふれ合いを通じて、子どもが基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやり、基本的倫理観、自尊心や自立心、社会的なマナーなどを身につけていくための教育を指します。

### 施策達成のために区が取り組むこと

家庭での子育てに関する意識の向上を目的として、子どもの生活習慣の改善や家庭学習の習

慣づけに関する保護者等向けの学習機会を設け、児童・生徒に配布したタブレット端末などのICTを積極的に活用しつつ、家庭教育の充実を図ります。また、地域の青少年健全育成団体等の活動を積極的に支援していくことで、地域と行政が連携した健全育成事業を推進します。学校内においては、地域の人材や企業等を活用することで、放課後の児童の遊び場や文化芸術活動等を提供し、多様な知識・技術等を学ぶ機会を創出します。

### 区民、事業者が取り組むこと

区民は、子どもの成長に関心を持ち、家庭や地域において子どもの健全育成に取り組めます。

事業者は、地域における子どもの健全育成事業に参加するほか、家庭と地域の教育力の向上を図る活動を行います。

### 施策達成のために区が取り組む主な事業 放課後子ども教室推進事業

SDGsの目標：4・17

国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、区立小学校の施設を利用し、保護者や地域住民の参画を得ながら、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごせる居場所を提供するとともに、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後子ども教室の整備を進めます。整備に当たっては、学童クラブとの一体型または連携型による充実を図ります。

### 家庭と地域の教育力充実事業

SDGsの目標：4・17

小・中学校PTAや保育園・幼稚園父母会、社会教育関係登録団体等が行う家庭教育に関する自主的な学習活動を支援するとともに、地域育成者に対する講習会や、家庭教育に関して学ぶための講座・講演会等を実施します。

### 学校支援ネットワーク事業

SDGsの目標：4・17

子どもたちの教育活動等の充実のため、地域

と学校の連携・協働体制の構築を推進し、地域学校協働本部の整備を進めます。

### 青少年委員・青少年育成委員会活動支援事業

SDGsの目標：4・17

青少年団体の育成や青少年の健全育成・非行防止事業の推進を目的として、青少年委員と青少年育成委員会の活動を支援します。

### PTA活動支援事業

SDGsの目標：4・17

PTAが学校と連携し、子どもたちの教育環境の向上を図れるよう、区立小学校PTA協議会及び区立中学校PTA連合会の活動を支援します。

### 少年団体育成事業

SDGsの目標：4・17

子ども会等の活性化を図るため、子ども会や少年団体が多数加入している墨田区少年団体連合会を支援します。

### 子どもの力を育むプレーパークの充実に向けた研究

SDGsの目標：4

千葉大学とともに、子どもが冒険・創造的な活動を行うための遊び場(プレーパーク)の充実を図ります。

### 本施策に関連するSDGsの目標



プレーパーク

政策480

## 未来に引き継ぐ、環境にやさしいまちをつくる

令和7年度のすみだ

区民・事業者・区の三者の協働により、省エネ行動やごみ減量の取り組みなど、環境にやさしい行動が生活習慣として定着しています。その結果、温室効果ガスやごみの排出量が減少し、脱炭素型と循環型に向けた環境にやさしい社会が進展しています。



### 施策の体系

#### 政策480 未来に引き継ぐ、環境にやさしいまちをつくる

##### 施策481 地域にやさしい、環境に配慮した暮らしをともにつくる

- すみだ環境区宣言・すみだゼロカーボンシティ2050宣言普及啓発事業
- 自治体SDGsモデル事業 ● 環境教育・環境体験学習事業
- 環境ボランティア育成事業 ● 地球温暖化防止設備導入助成事業
- 雨水利用推進事業 ● 水素社会の実現に向けた調査研究
- COOL CHOICE促進事業
- 人と自然が共生する生活環境の実現に向けた研究
- 道路・公園園内照明灯LED化事業

##### 施策482 環境の保全や改善に努める

- 環境監視事業 ● 公害苦情処理事業 ● 工場認可事務
- 公害防止指導事業 ● 民間建築物アスベスト調査助成事業

##### 施策483 廃棄物を減量し、循環型社会を実現する

- ごみの発生抑制促進事業 ● 食品ロス削減推進事業
- ごみの適正排出推進事業 ● 個別収集サービス事業
- 資源持ち去り・不法投棄防止パトロール事業
- 事業者との連携によるリユース・リサイクルの推進事業
- 古着・金属製調理器具等のイベント回収事業

## 政策を取り巻く現状

本区は、2016(平成28)年3月策定の、墨田区の環境基本計画である「第二次すみだ環境の共創プラン」に基づき、これまで地球温暖化対策や省資源の取り組みを推進してきました。また、本区は雨と都市の共生を目指して、雨水の貯留・浸透及び有効利用を先進的に導入し、国内はもとより海外にも情報を発信しています。

近年は、地球温暖化が進む中で、記録的な猛暑や大型台風などの自然災害が多発し、身近な区民生活に大きな影響を及ぼしています。世界的に脱炭素の潮流の中、政府は、2020(令和2)年10月に2050(令和32)年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「カーボンニュートラル宣言」を行いました。本区は、2021(令和3)年10月に「すみだゼロカーボンシティ2050宣言」をしており、区民・事業者・区の三者が協働して脱炭素社会の実現に向けたまちづくりを推進しています。今後、当面2030(令和12)年までに、脱炭素の取り組みをより一層加速していかなければなりません。

SDGsの視点からは、気候変動対策をはじめプラスチックごみや食品ロスの削減など、社会的課題の解決に向け着実な取り組みを推進しています。

区民の生活環境では、老朽建物の更新や近年の工場跡地の住宅化の社会状況や新型コロナ禍によるライフスタイル変化を背景に、公害苦情は増加する傾向にあります。事業所の操業環境と生活環境との調和に努めています。

また、2021(令和3)年4月には、「第4次墨田区一般廃棄物処理基本計画」を策定して、ごみ減量と資源化推進に向け、3Rの中でも優先度の高い2R(発生抑制・再使用)の普及啓発を強化して循環型社会の形成を着実に進めています。

区として、「持続可能な社会」に関する区民等の理解を深め、一人ひとりが当事者意識を持って、身近なことから自ら環境配慮行動ができるよう環境施策を進めています。

## 政策実現に向けての課題

気候変動やプラスチックごみの海洋汚染など環境問題は、世界的に喫緊の課題です。

区は、「未来に引き継ぐ、環境にやさしいまち」の実現のため、脱炭素型及び循環型社会に向けた取り組みを加速していく必要があります。

また、2050(令和32)年カーボンニュートラルを見据え区民一人ひとりが当事者であることを認識し、環境にやさしい行動への変革を徹底していかなければなりません。本区の特徴である雨水利用は、改めて普及促進を積極的に進めていきます。

地球温暖化に対しては、温室効果ガス発生を抑制する緩和策と、気候変動による被害を回避軽減する適応策の実施が求められます。2021(令和3)年度に中間改定した「第二次すみだ環境の共創プラン」(令和4~7年度)に基づき、今後、一層の省エネの徹底と再生可能エネルギーの導入促進の強化が必要です。

また、地域気候変動適応計画を踏まえ、気象災害を回避軽減する対応が必要です。環境啓発としては、区民の環境学習の機会充実や環境教育の充実を図り、環境保全への理解を深め、環境配慮行動を実践できる人材育成が重要となります。また、地球温暖化防止の各種助成事業のほか、水素の普及拡大の検討も必要となります。

生活環境保全に向けては、住、工、商混在のまちの特性を踏まえ、アスベスト対策をはじめ公害発生を未然防止するための対策強化が必要です。

循環型社会形成の推進については、2Rの推進のため、区民・事業者・区の三者が協働して、更なるごみ減量の取り組みが求められます。プラスチックごみの一層の削減については、区民・事業者に対して適切な情報提供を行いながら、区民等が主体的に身近な取り組みを着実に進めることが求められます。また、限りある資源を循環させるために、現状ではサーマルリサイクルを行うプラスチックごみの処理について、再資源化に向けての検討を行っていきます。

## 本政策に関連するSDGsの目標



施策481

# 地域にやさしい、環境に配慮した暮らしをともにつくる

令和7年度のすみだ 区民・事業者・区が協働して、環境にやさしいまちを実現するために環境保全活動に取り組んでいます。定着した省エネルギー行動によってエネルギー消費量が減少し、温室効果ガスの排出が抑制されたスマートエネルギーのまちとなっています。

## 施策の構成をはかる指標

### 区域におけるエネルギー消費量

2015(平成27)年度	2020(令和2)年度		2025(令和7)年度
実績値 12,562TJ	中間目標値 11,737TJ	現状値 11,882TJ (2018(平成30)年度)	最終目標値 10,280TJ

データ出所:所管課データ

### 区域における温室効果ガス排出量

2015(平成27)年度	2020(令和2)年度		2025(令和7)年度
実績値 126.0万t-CO <sub>2</sub>	中間目標値 112.6万t-CO <sub>2</sub>	現状値 120.6万t-CO <sub>2</sub> (2018(平成30)年度)	最終目標値 89.3万t-CO <sub>2</sub>

データ出所:所管課データ

## 現状と課題

区域におけるエネルギー消費量は基準年度と比較し減少傾向で、現状値(2018(平成30)年度実績値)は11,882TJ、2000(平成12)年度と比較すると約31%削減できました。一方、区域における温室効果ガス排出量は、現状値(2018(平成30)年度実績値)は120.6万t-CO<sub>2</sub>、2000(平成12)年度と比較すると約5%の削減にとどまりました。温室効果ガス排出量はCO<sub>2</sub>排出係数という外的要因に左右されるので、結果として微減傾向となっています。区は、これまでも環境啓発事業や環境教育を通じて、環境配慮型行動ができる人材の育成に努めてきました。現状では、人口・世帯の増加傾向があるとともに、民生(家庭・業務)部門からのCO<sub>2</sub>排出量が全体の約6割を占めていることから、家庭や事業所によるエネルギー消費量の更なる削減の取り組みが課題となっています。

区は「すみだゼロカーボンシティ2050宣言」を表明しており、脱炭素の取り組みを一層強化する

必要があります。その実現に向けては、社会経済活動や日々の暮らしの中で行動を積み重ねることが重要です。

このため、環境フェアなどの普及啓発事業や区民及び事業者と協働した事業をより一層推進し、省エネの重要性や具体的な実践方法の情報発信を強化していくことが課題です。特に、脱炭素社会の実現に向けた理解が区民等に幅広く浸透して主体的に環境配慮行動ができる機運を醸成するとともに、環境問題に取り組む人材育成が重要です。併せて、エネルギーマネジメントの推進と再生可能エネルギーの導入促進も重要となっています。

また、雨水利用は、生活用水のほか都市ダムとしての防災効果もあることから、気候変動適応策として推進していく必要があり、日常生活における区民・事業者の環境配慮型の意識と行動を一層促進していくことが求められます。

## 施策達成のために区が取り組むこと

「地域にやさしい、環境に配慮した暮らしをともにつくる」ため、環境ボランティアである「すみだエコライフサポーター」や「緑と花のサポーター」等のすそ野を広げて新たな担い手を発掘し、幅広い世代の人材を増やしていきます。

また、省エネルギー行動に関する情報を広く提供するとともに、家庭や事業所における自主的な省エネルギー行動が区民・事業者に着し、実践できるよう、脱炭素社会の実現やSDGsの達成につながる環境保全活動の支援に取り組めます。

## 区民、事業者が取り組むこと

区民は、環境普及啓発事業や環境教育・環境体験学習事業等に積極的に参加し、日常生活において環境に配慮し、SDGsを意識した行動を実践します。

事業者は、エネルギー利用の効率化等、環境への配慮、改善に努めることで、持続可能な経営を実践します。

## 施策達成のために区が取り組む主な事業

すみだ環境区宣言・すみだゼロカーボンシティ2050宣言普及啓発事業 **SDGsの目標：11・13・17**

脱炭素社会の実現に向けて、環境フェアや事業者連携事業などによって、区民・事業者・区の協働を推進し、環境にやさしい行動を拡大していくための普及啓発事業を実施します。

自治体SDGsモデル事業 **SDGsの目標：7・11・12・13**

環境に配慮した行動変容につながるよう製作した環境学習ツールを活用し、SDGsの達成に貢献及びカーボンニュートラルの実現に向けた人材を育成します。

環境教育・環境体験学習事業

**SDGsの目標：4・12・13・14**

環境問題への理解の向上及び実践促進のために、環境・ごみ減量に関する体験型を中心に講座を実施します。

環境ボランティア育成事業

**SDGsの目標：11・15・17**

環境にやさしい生活を家庭や地域に広める「すみだエコライフサポーター」や区内の緑化推進活動を行っている「緑と花のサポーター」等の活動支援・人材育成を行い、「エコライフ講座」等を通してボランティアを育成します。

## 地球温暖化防止設備導入助成事業

**SDGsの目標：7・11・13**

地球温暖化防止設備の導入に際し助成金を交付し、省エネの普及啓発を図り、温暖化防止を推進します。ただし、既に定着したもの等、普及促進のインセンティブとしての当初の目的を達成した設備に対する助成を見直します。

雨水利用推進事業 **SDGsの目標：6・11・13**

雨水利用は節水効果に限らず、災害時の生活用水や都市ダムとしての水害発生防止の効果もあるため、区民、事業者等との連携を強化し、各種事業を通じて雨水利用を推進します。

## 水素社会の実現に向けた調査研究

**SDGsの目標：7・13**

燃料電池自動車及び外部給電器の積極的な活用で水素エネルギーの普及をPRしていくとともに、国や東京都との連携を引き続き行い、エネルギーシステムとしての在り方等を調査研究します。

## COOL CHOICE促進事業

**SDGsの目標：7・13**

カーボンニュートラルの実現に向け、地球温暖化対策に資する「賢い選択」COOL CHOICEを地域や家庭に浸透させることで、一人ひとりが地球温暖化対策に当事者意識をもち、具体的な行動へ拡大を図ります。

## 人と自然が共生する生活環境の実現に向けた研究【再掲：施策132】

**SDGsの目標：4・11・13・15・17**

人と自然が共生する生活環境の実現に向けて、地域の緑化推進、雨水の利活用等について、大学と共同研究を行います。

## 道路・公園園内照明灯LED化事業

**SDGsの目標：7**

道路や公園内で使用している水銀灯や蛍光灯の照明灯を、環境に配慮したLED照明灯に取り替え、消費電力や温室効果ガス排出量を抑制します。

## 本施策に関連するSDGsの目標



## 施策482 環境の保全や改善に努める

令和7年度のすみだ 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等の問題が解消され、すべての区民が良好な生活環境のなかで、快適に暮らしています。

### 施策の構成をはかる指標

#### 騒音・振動に関する区民の環境評価点

2015(平成27)年度	2020(令和2)年度	2025(令和7)年度
実績値 -0.32	中間目標値 -0.28	現状値 -0.11
		最終目標値 -0.10

データ出所:住民意識調査

#### 苦情があった特定建設作業の割合

2015(平成27)年度	2020(令和2)年度	2025(令和7)年度
実績値 11%	中間目標値 8%	現状値 14%
		最終目標値 5%

データ出所:所管課データ

### 現状と課題

住宅、工場、店舗などが混在し発展してきた本区は、工場の操業や建設作業に伴う騒音や振動、臭気が区民の生活環境に影響しやすい状況にあります。これまでも法令等に基づき、公害防止と有害物質に関する環境監視を行い、公害苦情に対しては、現場調査を実施しながら、発生源に対して改善指導をしています。

公害苦情が最も多いのは、建設作業に伴う騒音であり、都市生活型公害への対応が課題ですが、近年は、環境意識の高まりとともに、コロナ禍による生活様式の変化も影響して、公害苦情の内容は複雑化、多様化し、相談件数が増えています。相談の中には、法令等に基づく指導が適用されないケースもあり、当事者間での話し合いにより

解決を図るべく助言をしています。今後の課題として、土壌汚染、大気汚染に関する法令改正に伴い、制度変更に関する周知と公害対策の強化を進めていく必要があり、特にアスベスト対策は、今後、老朽化建築物の解体の増加が見込まれており、重要課題として対応が求められています。

#### 施策達成のために区が取り組むこと

騒音、振動または悪臭といった公害の発生源になりやすい工場などの事業者や建設工事の施工者には、工場認可制度や各種届出制度を通じて事前指導を行い、公害の未然防止に努めます。区民から公害に関する相談を受けた場合は、操業環境と生活環境の調和を目指し、迅速かつ適切に

対応します。

また、大気、河川の水質、振動等を測定することで、区内環境の現状及び経年変化の把握を行い、国や都と協力して環境基準の達成に努めます。

### 区民、事業者が取り組むこと

区民は、環境にやさしい行動を実践し、生活環境を損なうおそれのある状況を認知した場合には、速やかに区に連絡します。

事業者は、環境保全の重要性について意識を高め、周辺的生活環境に配慮し、公害発生の防止に取り組みます。

### 施策達成のために区が取り組む主な事業

#### 環境監視事業

SDGsの目標：3・11・12

環境監視を継続し、区内環境の悪化を把握した場合は、国や都と協力して環境改善に向けてはたらきかけていきます。

#### 公害苦情処理事業

SDGsの目標：3・11・12

公害相談・苦情には相談者の納得を得られるよう迅速・適切な対応を行うとともに、住民と工場等事業者による相互理解を求めています。

#### 工場認可事務

SDGsの目標：3・11・12

工場等事業場には、都条例及び騒音規制法等の環境関連法令に基づく規制基準の遵守を指導し、公害の未然防止を求めています。

#### 公害防止指導事業

SDGsの目標：3・11・12

騒音規制法、大気汚染防止法等の環境関係法令に基づき、事業者には規制基準の遵守を指導し、公害の未然防止を求めています。

### 民間建築物アスベスト調査助成事業

SDGsの目標：3・11・12

アスベストが含有されている可能性のある老朽建築物の解体は今後も増え続け、2028(令和10)年頃にピークを迎えると予想されているため、本助成事業を通じてアスベストの飛散防止に努めます。

### 本施策に関連するSDGsの目標



## 施策483 廃棄物を減量し、循環型社会を実現する

令和7年度のすみだ 区民・事業者のごみの減量やリサイクルの推進についての意識が向上し、「ごみを出さないライフスタイル」・「事業者との連携によるリユース・リサイクルの推進」に取り組んでいます。

### 施策の構成をはかる指標

#### 区民1人1日あたりごみ総量

2015(平成27)年度	2020(令和2)年度		2025(令和7)年度
実績値 714g	中間目標値 664g	現状値 732g	最終目標値 633g

データ出所:所管課データ

#### 区民1人1日あたり区収集ごみ量(旧名称:区民1人1日あたりのごみ排出量)

2015(平成27)年度	2020(令和2)年度		2025(令和7)年度
実績値 572g	中間目標値 520g	現状値 551g	最終目標値 513g

データ出所:所管課データ

### 現状と課題

区は、「一般廃棄物処理基本計画(第4次)」(2021(令和3)年度～2030(令和12)年度)において、SDGsがめざす目標と施策を関連付け、3R(発生抑制・再使用・再生利用)の中でも優先度の高い、2R(発生抑制・再使用)の推進を第一義に位置付けています。これまでごみ減量とリサイクル推進に取り組んできましたが、区民1人1日あたり区収集ごみ量は、基準年度と比較して減少傾向となっているものの、更なる取り組みの強化が必要です。今後、区は、区民・事業者に対して適切な情報提供を行い、協働を図りながら主体的に身近な取り組みを通じて、循環型社会の形成を着実に進めていく必要があります。

SDGsでは、持続可能な生産消費のため「つく

る責任・つかう責任」「廃棄物発生的大幅削減」が、目標として掲げられています。また、循環型社会の形成をめざし食品ロス削減やプラスチック資源に関する法律が整備され、より一層、ごみ減量が求められています。現在、区では、家庭から排出されるプラスチックごみの一部は、サーマルリサイクルを行っています。焼却する際に発生するCO<sub>2</sub>を削減するため、国や都は分別収集・再資源化を推進しており、本区においてもプラスチックごみの回収方法等のあり方について検討していきます。

また、コロナ禍の中においても、区が行う一般廃棄物処理は、「生活・経済の安定確保に不可欠な業務」であることから、収集・運搬時の適切な感

染防止対策を行いながら、安定して着実に業務を継続する必要があります。

### 施策達成のために区が取り組むこと

ごみを減量し、循環型社会を実現するためには、区民・事業者の自主的な3R(発生抑制・再利用・再生利用)への取り組みが必要ですが、特に、2R(発生抑制・再利用)が重要です。区は、誰もが分かりやすい情報を提供し、区民・事業者が2Rの推進に積極的に取り組めるよう支援します。

### 区民、事業者が取り組むこと

区民は、生活の中で生じる廃棄物に対して責任を持ち、ごみの減量と分別排出を徹底します。

事業者は、事業活動によって生じる廃棄物の排出抑制や資源化に取り組むとともに、拡大生産者責任を果たします。

### 施策達成のために区が取り組む主な事業

#### ごみの発生抑制促進事業

SDGsの目標：11・12・14・17

2Rをこれまで以上に進めることができるよう「つくる責任 つかう責任」を意識しながら、区民や事業者が身近で実践できるごみの減量対策を周知します。また、プラごみの海洋汚染は国際的な問題となっており、プラごみ削減の取り組みについて、マイバッグやマイボトルの使用を推奨するなど、ワンウェイプラスチックを使用しないライフスタイルへの転換を促します。

#### 食品ロス削減推進事業

SDGsの目標：11・12

本来食べられるのに捨てられてしまう食品ロスを削減するため、食品ロス削減に取り組む店舗等を登録し、その取り組み内容を周知する「墨田区食べきり推奨店登録事業」やフードドライブ等を実施していきます。

#### ごみの適正排出推進事業

SDGsの目標：17

全戸配布しているパンフレット「資源物とごみの分け方・出し方」の内容を充実させるとともに、

「ごみ分別案内チャットボット」の利用を促進するなど、情報提供を強化します。

#### 個別収集サービス事業

SDGsの目標：3・11

ごみの排出が困難な高齢者等が増加していくと予想されることから、高齢者のみの世帯を対象とした「ふれあい収集事業」を引き続き実施します。また、本事業を必要としている区民に、広く行き渡るように関係部署と連携し、当該事業を周知します。

#### 資源持ち去り・不法投棄防止パトロール事業

SDGsの目標：11

職員及び資源物回収業者の巡回に加え、地域住民や所轄警察署の協力を得ながら、廃棄物の不法投棄や資源物の持ち去り防止パトロールを強化します。

#### 事業者との連携によるリユース・リサイクルの推進事業

SDGsの目標：11・12

廃棄物として排出せずに資源化に向けた、自転車、羽毛布団、ハブラシ等のリユース・リサイクル事業を実施し、ごみを出さないライフスタイルへの転換、循環型社会の推進に取り組みます。

#### 古着・金属製調理器具等のイベント回収事業

SDGsの目標：11・12

区内の公園等に出張し古着や靴、ぬいぐるみや金属製調理器具のイベント回収を行います。古着や靴、ぬいぐるみは、海外へ輸出して再利用し、古着は、断熱材などの材料として再利用しています。金属製調理器具は、ステンレスなどの原料まで戻し、新たな製品に加工し再利用することで循環型社会の推進に取り組みます。

### 本施策に関連するSDGsの目標



